

平成30年6月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成30年6月14日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	福 田 多 肥
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 1 号 専決処分の承認（平成 29 年度川棚町一般会計補正予算（第 7 回））
- 第 6 承認第 2 号 専決処分の承認（平成 29 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 回））
- 第 7 承認第 3 号 専決処分の承認（平成 29 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 回））
- 第 8 承認第 4 号 専決処分の承認（平成 29 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回））
- 第 9 承認第 5 号 専決処分の承認（平成 29 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 4 回））
- 第 10 承認第 6 号 専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 11 承認第 7 号 専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 12 報告第 1 号 平成 29 年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
- 第 13 報告第 2 号 平成 29 年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書
- 第 14 報告第 3 号 川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件
- 第 15 報告第 4 号 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）
- 第 16 報告第 5 号 専決処分の報告（既設条例規定の是正のための関係条例の整理に関する条例）
- 第 17 議案第 24 号 平成 30 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 回）
- 第 18 議案第 25 号 平成 30 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 19 議案第 26 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例

第 20 議案第 27 号 工事請負契約の変更（町道上組西部線歩道設置工事
（函渠工））

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、平成30年6月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、毛利喜信議員及び堀田一徳議員を指名いたします。

議 長 次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から6月17日までの4日間とし、特に、休日の17日に会議を開くことを含め決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月17日までの4日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 長 なお、議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に日程第3「諸般の報告」を行います。

去る4月6日、「東彼杵郡町村議会議長会総会」が川棚町で開催をされ、平成30年度の予算及び事業計画を決定をいたしております。主に、県町村議会議長会主催の各種研修会等への参加並びに郡内全議員及び議会だより関係による研修会の開催等を確認をいたしております。

次に、5月28日に「長崎新幹線・鉄道利用促進協議会」・「長崎県空港活性化推進協議会」・「長崎上海航路利用促進協議会」の合同総会が長崎市で開催をされました。

まず、九州新幹線西九州ルートへの報告並びに決議を行い、議事に入り、それぞれの会において、平成29年度の事業報告決算、平成30年度の事業計画と予算を承認・決定をいたしております。

なお、九州新幹線西九州ルートに関する決議を行っております。その内容は、一、フル規格により西九州ルートの整備をすること。併せて、西九州ルートへの直通運行も視野に入れた、JR佐世保線の輸送改善に向けた支援の充実。一、フリーゲージトレインの導入困難による、特殊事情を考慮した負担軽減のための制度の充実と創設を要望をいたしております。

その他、お手元に配布をしておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、3月実施分、4月実施分、5月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読を願います。以上で、私からの報告を終わります。

議 長 次に日程第4、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

町 長 皆様おはようございます。本日ここに、平成30年川棚町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましてはご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、2つの事項について行政報告をさせていただきます。

まず、NCCふるさとCM大賞についてでございます。長崎文化放送のNCCふるさとCM大賞は、ふるさとPRや自慢する30秒のCMを募集するもので、審査でグランプリを受賞すると、テレビ放送について年間100回放送されることになっております。

本町の地域おこし協力隊員の飯田隊員は、川棚町の観光情報を広く発信するため、平成28年度からこのふるさとCM大賞に応募を行なっております。平成28年度は川棚町のご当地キャラクター、クジャクマンがくじゃく園を紹介するCM作品を制作し応募したところ、10作品に絞られる一次審査を通過し、最終審査に臨みましたが、残念ながら入賞することができませんでした。

そこで平成29年度は入賞を目指し、今町内で最もスポットを浴びている片島魚雷発射試験場跡地において、昨年12月にドローンを活用してCMロケを行い、多くの人々に平和について改めて考えていただくことをテーマ

に、CMビデオを「100回目の誕生日」を作成し応募したところ、応募総数65作品のうち、今回も一次審査を通過し、今年3月4日の最終審査においてグランプリ、準グランプリに次ぐ審査委員特別賞を見事受賞したところでもあります。この受賞によりこのCM作品が今年4月から年内に30回放送されることが決定しており、片島魚雷発射試験場跡地において整備した片島公園をPRする情報発信として大きな効果があるものと期待をしているところでございます。

この受賞については、広報かわたな4月号において掲載したところですが、改めて議会に報告をするとともに、このCM作品を企画した飯田隊員を始め、このCMロケのエキストラとして参加していただいた地域の方々、そして、ご協力をいただきましたすべての皆様に深く感謝を申し上げます。

次に職員の懲戒処分等の公表基準についてであります。職員の懲戒処分については、平成17年10月17日に職員の懲戒処分の基準を制定し、これにしたがって適正に運用を行っているところでありますが、懲戒処分等を行った場合の公表につきましては、本町においては明文化した基準がありませんでした。このことについて4月に隣接する東彼杵町における職員の懲戒処分にかかる報道に端を発し、懲戒処分を行った場合の公表基準のあり方が問われる報道に発展をしたところであります。

こうした報道を受け調査をいたしましたところ、隣接の波佐見町においてはすでに18年度に公表基準を制定済みであり、県内の他の市町村においても公表基準が設けられており、情報公開など行政の透明性、公正性の確保がより一層重視されている今の時代において、町民に信頼される公正で透明な町政を確立するとともに、職員の綱紀の保持及び不祥事の発生を防止するため、本町においても公表基準を設けることが適当であると判断し、4月11日に川棚町職員の懲戒処分等の公表基準を制定し、同日付で施行したところであります。

このことにつきましては、施行後の4月16日の課長会議において、この公表基準を配布し、公表基準を定めた経緯と内容について説明するとともに、併せてこの公表基準の対象となるような懲戒処分が発生することがないよう職員の綱紀の保持について改めて喚起を行った次第であります。以上2

点について行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案についてであります。専決処分による承認案件7件、報告案件5件、平成30年度補正予算2件、条例の一部改正1件、工事請負契約の変更1件でございます。提案理由につきましてはその都度説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

(10:10)

議 長 これで行政報告を終わります。

次に日程第5、承認第1号「専決処分の承認（平成29年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第1号「専決処分の承認（平成29年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の専決処分をいたしました平成29年度川棚町一般会計補正予算（第7回）の内容であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,820万1,000円減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を57億7,401万6,000円にしたものであります。

繰越明許費につきましては、漁村再生交付金事業費のほか4件を繰り越しておりまして、その内容は第2表繰越明許費のとおりであります。

この補正予算につきましては、平成29年度の年度内に議決をいただく必要がありましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月30日付、専決処分第1号において補正を行ったものであります。そこで、この専決処分につきましては、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは私の方から、承認第1号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」についてご説明いたします。

今回の補正内容ですが、先ほど町長から説明がありましたとおり、歳入

歳出合わせて7,820万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を57億7,401万6,000円とするものであります。それでは事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、47、48ページをお開きください。

なお、今回の補正予算は3月末時点におきまして、決算を見込んだ上での不用額を減額したもの、補助事業費等の事業費の決定に合わせた増減が数多く占めております。そのような決算見込みによる減額、または些細な増額につきましては簡略に説明させていただきますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

それでは47、48ページ、2款総務費でございます。1項1目一般管理費につきましては、説明欄の一般管理費、そして庁舎管理費の減額、これは実情に見合わせて不用額を減額したものでございます。

次の2目秘書広報費でございます。こちらの実績に見合わせて不用額を減額したものでございます。

次の3目財政管理費、こちらの実績に見合わせた減額であります。内容としましては、ふるさと納税返礼品の委託料の減額でございます。

次の6目企画費でございます。説明欄のふるさと創生基金63万8,000円の減額は、失礼しました、63万8,000円の増額は寄附が生じたことによる積立金の増であります。

次の7目情報通信基盤整備事業費の300万の減額は、光ブロードバンドにおいて引込線工事及びケーブル移設工事の不用額を減するものであります。

次の8目電算管理費では、システムの改修等の13節委託料の不用額を減するものであります。

次の9目地域づくり事業費の減額は、説明欄の地域おこし協力隊事業費（農業振興）におきまして、14節の使用料及び賃借料の不用額を見込み、減額するものでございます。次のページをお開きください。

10目交通安全対策費は9節及び19節の不用額を減額するものでございます。

次の11目諸費につきましては、生きいきタクシー助成事業費であります。これも19節の不用額130万の減額であります。

次の13目財政調整基金費につきましては、説明欄の財政調整基金費積

立金を8,000万円増額するものであります。これは3月末時点において29年度の決算余剰金を見込みましたところ、8,000万円の積立てが可能と判断し、財政調整基金に積立てるものであります。積立てたものであります。

次の減債基金費では、歳入の減債基金利子の減に合わせて22万6,000円の減額、合わせて相殺しまして積立金7,977万4,000円の増でございます。

次の16目土地開発基金費につきましても、歳入の土地開発基金運用収入の減に合わせ、繰出金23万6,000円の減であります。

次の17目役場庁舎建設基金費につきましても、歳入の役場庁舎建設基金利子の減に合わせて積立金を減額するものであります。

次の21目移住・定住促進事業費は財源内容の補正であります。こちらは長崎移住サポートセンターの負担金が、地方創生推進交付金の対象となったことによるものであります。

次の2項2目賦課徴収費の減額は、13節委託料でシステム改修等の不用額165万6,000円を減額し、23節も実績で50万円を減額するものであります。

次の3項1目戸籍住民基本台帳の減額は、13節で個人番号関連委託料の不用額が141万9,000円減額するものでございます。

次の4項10目長崎県知事選挙費及び次のページの14目衆議院議員総選挙費は、各節の不用額を減額するものでございます。51、52ページでございます。

5項2目統計調査費でございます。こちらにも住宅・土地統計調査費の不用額を減額するものでございます。次のページをお開きください。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費の説明欄、母子福祉医療費であります。実績により20節扶助費の28万円の減額、次の地域福祉基金費6万円の増は、寄附金が生じたことによる積立金であります。

次の福祉のまちづくり推進事業費は、実績により19節を39万円減額するもので、次の地域支え合い事業費も実績により19節を33万円減額するものであります。

次に国民健康保険事業費につきましても、国民健康保険事業特別会計の

補正に伴う 28 節繰出金の減額であります。その内訳としましては、人件費等の繰り出しが 316 万 3,000 円の減、そして国保特会の財源不足を補うため、6,000 万円の繰り出しを予定しておりましたが、収支が改善し、繰り出し不要であると判断されましたので、全額減額としたものであります。

次の後期高齢者医療保険療養給付費でございます。療養給付費の確定に伴い、19 節を 1,049 万 7,000 円減額するもので、次の介護保険事業費は介護保険事業特別会計の補正に伴い、28 節繰出金を 234 万 8,000 円減額するものであります。

次の 2 目障害者福祉費の説明欄、障害者福祉費であります。障害者福祉タクシーの利用実績により 20 節扶助費を減額するもので、次の補装具給付費、その次の更生医療給付費も実績により 20 節扶助費の減額であり、金額は記載のとおりでございます。

次の障害福祉サービス事業費は、実績による 19 節を 186 万円減額するもので、次の地域生活支援事業費では、こちらの実績に基づき 13 節委託料を 125 万円の減額、19 節で 142 万円の減額、20 節扶助費で 30 万円の減額でございます。

次の障害児福祉給付費であります。実績により 19 節負担金、補助及び交付金を 564 万円減額するもので、次の療養介護医療給付費も実績により 20 節扶助費を 31 万円減額するものであります。次のページをお開きください。

3 目老人福祉費でございます。養護老人保護措置費を実績により 170 万円減額するもので、次の 5 目国民年金事務費は財源内訳の補正を行うものでございます。

2 項 1 目児童福祉総務費の説明欄、放課後児童健全育成事業費では、実績見込みに合わせ 13 節委託料を 48 万 6,000 円減額するもので、次の次世代育成支援対策事業費、その次の子ども・子育て支援事業費では実績見込みに合わせ 19 節負担金、補助及び交付金をそれぞれ記載のとおり減額するものであります。

2 目児童措置費では、保育所等給付費を実績見込みに合わせて 19 節負担金、補助及び交付金を減額するものであります。次のページをお願いいた

します。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費では、未熟児養育事業費を実績に合わせて20節扶助費を54万5,000円減額するもので、次の4項健康増進費、その次の5項環境衛生費では、財源内訳を補正するものがあります。次のページをお開きください。

6款農林水産業費であります。1項3目農業振興費の説明欄、農業振興費では事業費確定により、19節負担金、補助及び交付金を58万2,000円の減額及び25節積立金の減額でございます。

次の長崎県農業振興事業費では、こちらも事業費確定による19節負担金、補助及び交付金46万6,000円の減額。次の中山間地域等直接支払事業費も、事業費確定による19節負担金、補助及び交付金102万7,000円の減額であります。

次のイノシシ緊急特別対策事業費では、イノシシ等捕獲報奨金の確定による8節報奨金57万3,000円の減額。19節ではワイヤーメッシュ設置事業等の確定により194万7,000円を減額するものであります。

次に4目畜産業費では、畜産振興費において事業費の確定により19節負担金、補助及び交付金の減額をするものであり、次の5目農地費では財源内訳の補正を行うものであります。

次、2項1目林業総務費及び3項2目漁港管理費につきましても、財源内訳の補正を行うものでございます。次のページをお開きください。

7款商工費でございます。1項3目観光費の説明欄、観光費は観光施設事業特別会計の補正に伴い、繰出金を170万円減額し、次のかわたな「発見・巡る旅」整備プロジェクト費では、13節委託料の不用額40万円を減額するものでございます。

4目の観光施設整備基金費の13万5,000円の増額は、寄附金を基金に積立てるものでございます。次のページをお開きください。

8款土木費であります。2項1目道路橋梁総務費は財源内訳の補正であり、次の2目道路維持費では、15節工事請負費の執行残50万円を減額するものであります。

次の3目の道路新設改良費も財源内訳の補正であります。

次、4目橋梁維持費でございます。社会資本整備総合交付金事業で15節

工事請負費の執行残50万円を減額するものであります。

3項5目用悪水路費では、用悪水路維持補修費の15節工事請負費の執行残100万円を減額し、次の5項2目公園管理費では13節委託料の執行残50万円を減額するものであります。

次の6項1目住宅管理費では、15節工事請負費で町営住宅改修工事等の執行残1,090万円を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項1目常備消防費では、19節負担金、補助及び交付金を実績により減額し、次の2目非常備消防費及び3目消防施設費も実績を見込み、各節の不用額を減額するものであります。

次の5目災害対策費も実績により12節役務費を減額するものでございます。次のページをお開きください。

10款教育費であります。1項2目事務局費につきましては、寄附金を奨学資金貸付基金へ積立てるものであります。

3項2目教育振興費は、財源内訳の補正でございます。

5項1目社会教育総務費につきましては、寄附金を人づくり、文化スポーツ振興基金へ積立てるもので、2目公民館費は財源内訳の補正をするものでございます。次のページをお開きください。

11款災害復旧費であります。2項1目公共土木施設災害復旧費では、実績に見合わせて工事請負費を減額するものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより2,511万円を減額するものでございます。以上が歳出でございます。続きまして歳入を説明しますので9、10ページをお開きください。

1款町税であります。1項2目法人では、税割分に増がっておりますので、実績に合わせて増額を行なっております。次のページをお開きください。

2款地方譲与税であります。2款地方譲与税から25ページの10款交通安全対策特別交付金までにつきましては、3月に入ってから決定額が示された譲与税、あるいは交付金について一律の決定どおりの補正を行ったもので

ございます。いずれも特定財源ではない一般財源であり、歳出との関連がございませんので、説明は省略ということでご理解をいただきたいというふうに思います。続きまして27、28ページをお開きください。

11款分担金及び負担金であります。1項1目民生費負担金、説明欄の保育料滞納繰越分につきましては、実績に見合わせた減額であります。

次の養護老人ホーム入所徴収金も実績による増額であります。

次の3目農林水産業費負担金。こちらも実績に見合わせた減額で、次の4目総務費負担金、これにつきましては光ブロード基盤整備工事負担金であります。実情に見合わせたこちらも増額であります。

5目衛生費負担金。未熟児養育医療保護者負担金、これも実情に合わせる減額であります。次のページをお開きください。

12款使用料及び手数料であります。1項1目総務使用料、光ブロードバンド基盤使用料、こちらも実情に合わせた増額であります。

4目土木使用料、漁港使用料滞納繰越分、こちらも実情に合わせた増額をするものであります。次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金であります。国庫支出金につきましては、補助金の決定または確定、そして事業の歳出の補正に見合わせた増減を行ったものでありますので、説明につきましては省略ということでお願いいたします。次のページをお開きください。

14款県支出金であります。こちらも補助金の決定または確定、そして事業の歳出の補正に見合わせて増減を行ったものでありますので、説明につきましては省略ということでお願いいたします。37ページをお願いいたします。

15款財産収入であります。1項2目利子及び配当金の説明欄、減債基金利子から役場庁舎建設基金利子まで実情に見合わせた増減をしたものであります。

3目土地開発基金運用収入。こちらも実情に見合わせた減額であります。次のページをお開きください。

16款寄附金であります。1項4目ふるさと応援寄付金、こちらは寄附の実情により増額を行ったもので、次の5目農林水産業費寄附金、こちらは農地災害復旧事業費に係る負担金としての寄附であり、その寄附額を増額する

ものであります。次のページをお開きください。

17款繰入金であります。1項1目国民健康保険事業特別会計繰入金7,999万円の増額であります。これは平成27年度の国民健康保険事業特別会計への財源不足のため8,000万円を一般会計から繰り出しましたが、平成29年度の国民健康保険事業特別会計において、29年度の決算余剰金を見込みましたところ、8,000万円の繰り出しが可能と判断されましたので、今回一般会計に繰り入れるものでございます。

2項2目減債基金繰入金でございます。8,000万円の減額で、並びに次の5目財政調整基金繰入金8,500万円の減額についてであります。こちらは財源不足を補うために計上したものであります。3月末時点において29年度の決算余剰金を見込みましたところ、収支の改善により減額が可能であると判断されましたので、全額を減額するものであります。次のページをお開きください。

19款諸収入であります。4項5目雑入であります。説明欄に掲げてあります各種助成金につきまして、実情に合わせて増減を行ったものでございます。次のページをお開きください。

20款町債であります。1項3目農林水産債、そして4目土木債でございますが、こちらは説明欄にあげているものにつきまして、それぞれ借入額が確定しましたので、実績に合わせて減額するものであります。以上が歳入の説明であります。次に第3表地方債補正を説明しますので、5ページをお開きください。

第3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほどご説明しました20款町債に対応するものでありまして、この表の補正前と補正後の金額の差額合計が、45ページの町債の補正額と一致するものであります。補正後の限度額の計を3億2,360万円とするものであります。4ページをお開きください。

第2表繰越明許費であります。5つの事業繰越がございまして、まず1番上の漁村再生交付金事業費1,883万5,000円につきましては、三越漁港整備工事であります。

次の水産物供給基盤機能保全事業費1,270万円は、川棚西部漁港水産物供給基盤機能保全計画書の作成業務委託料であります。

次の道路維持費50万円につきましては、上組の町道岡ノ谷1号線の道路維持工事に伴う用地費で、次の道路新設改良事業費630万4,000円も町道上組平線及び町道野口線の改良工事に伴う用地費でございます。

最後の社会資本整備総合交付金事業費（新設改良）7,631万8,000円につきましては、東臨港線及び上組西部線、中倉線の改良事業で、この5つの事業費の総額1億1,465万7,000円となります。次に73ページ、74ページをご覧ください。一番最後のページになります。

補正予算給与費明細書でございます。こちらにつきましては説明の方は省略させていただきます。

以上が、専決処分を行いました「平成29年度一般会計補正予算（第7回）」の内容でございます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。はい、田口議員。

2 番 田 口 仕組みがちょっとわからないので教えていただきたいのですが、32ページに国庫支出金としてですね、32ページの上の方に障害福祉サービス費負担金というのが509万9,000円のプラスになっております。もう1枚めくって34ページには県からの支出金として、真ん中辺りですけど、同じ障害福祉サービス費負担金が255万円のプラスになっております。ところが支出の方はですね、54ページになると思うんですが、障害福祉サービス事業費はマイナスの186万となっております。障害者福祉費全体としても1,300万のマイナスになっておるわけですが、結局この決算に近い補正なので、こういうこともあり得るのかなと思いますけれども、収入が増えて支出が減っているということであれば、財源内訳などの変更というものは必要がないのだろうかというのが疑問なので、その点をちょっと説明をお願いしたいと思います。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。ただいまの田口議員のご質問について説明いたします。歳入の国庫支出金の増に比較して歳出の減があるという、その相違でございますけれども、この部分につきましては、まず国庫支出金の補助金の交付にあたっては、年度当初において事業費の見込みを基に交付申請を行います。その事業費を基にした交付の決定につきましては、その国庫

支出金の負担分の、負担となる金額の全額が交付されるものではございませんので、当然当初交付申請をするときには、幾分減額された形で交付の決定を受けておるところでございます。

しかし、年度途中において最終的な見込みを出しながら変更の交付を申請をする場合には、やはりこうした負担の見込みがですね、最終的な負担の支出見込が多くなりますと、本来ならそれに合わせて増額の交付をまた受ける状況となるところでございます。そうしましたところ、最終的な交付の、すみません、支出の支弁のですね、見込みが、最終的な変更の交付をしたときより小さくなる状況になりますと、当然歳出の部分は予算を補正で減をするという状況が生まれますけれども、歳出、歳入におきましては、当初の交付申請を行った、減額されて交付決定を受けた場合にですね、変更交付申請を行った額につままして増額交付決定を受けるというようなことになりますので、どうしても最終的な部分になります。こうした年度末になりますと、歳入部分では増額を受けて、歳出では最終的な支弁の予定が、補正を加えた見込みより小さくなるということで、歳出は減額するという状況が生まれるということになっております。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 そうすると財源の、財源構成の内訳は当初の予定と変わりはないということですね。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 財源内訳の変更につまましては、54ページの説明欄にあります各項目の事業、1項目目の障害者福祉費から18項目目の療養介護給付費、それぞれの補助の国県支出金の歳入についてもですね、増加するものもあれば減額するというものもございますので、国県支出金を合計した額が310万6,000円増加するというところで交付決定を受けるわけでございますけれども、最終的には一般財源を当初の段階で交付決定を受けた部分で不足する部分は、一般財源を充当して予算を計上しているというような調整を行っておりますので、最終的にはこの国県支出金が増額をすることによる一般財源の減少分と、補正分に合わせたですね、減額分が一般財源の減として表れているものでございます。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 もう1点別のことを聞きます。財政調整基金についてですが、財政調整基金の側から見れば繰入金が、一般会計への繰入金が8,500万円減るし。

議 長 田口議員、ページ数を一応言ってください。跨ると思いますから。ページ数。

2 番 田 口 すみません。ページ数ではですね、42ページにありますように、財政調整基金から一般会計への繰入金で8,500万円減るわけです。それから一方支出の方の、どこになるのかな、積立金はどこでしたっけ。50ページにありますように、財政調整基金への積立が8,000万円増えるということなので、財政調整基金の側から見れば合計して年度末の金額は1億6,500万円増えるというふうに考えてよいのでしょうか。

議 長 はい、企画財政課長。

企画財政課長 財政調整基金の取り崩し、これにつきましては一般会計の財源が不足するということで、取り崩す予定でございました基金を取り崩す必要がなくなったということで、それはもう、財政調整基金自体はまずは動いていないと。繰入の方で8,000万財政調整基金を繰り入れているということで、年度当初の財政調整基金の額につきましては8,000万増額しているということでございます。以上でございます。

議 長 はい、三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。同じくですね42ページの国保特会からの繰り入れということで8,000万近くが計上されております。これについてはですよ、先ほどの説明では平成27年度の要するに国保に対する繰り出し、それに見合う額という捉え方をされているような説明だったと思うんですが、もともとですね、この基金、国保に繰り出しをされるときに、私がお尋ねをしたのは、将来的にどうするのかと、余ったときには戻すのかということをお聞きしたときには、たぶん副町長だったと思うんですが、戻すことは考えていないような委員会でのこれは説明だったと思うんですが、あっております。その当時、課長もそういう事例はほかにはないよという説明も受けているんですが、今回は要するに国保特会から先ほど財政的に余裕があるという判断で戻し入れるという捉え方なのかです

ね。これは貸付金等ではないわけですから、戻すという形がどうなのか、そのまず1点ですね。

それと今回ですね、専決ということで、通常の補正であればですね、これは当然説明があって議論をしてどうなのかと、適切なのかということまで議決をするわけですね。しかし今回は専決ですから、承認しかできないわけですね。そういった意味での今回のいわゆる会計処理というのが、どうもちょっと私には理解がしにくいというのがですね、これは9月を待ちますとですね、決算ができるわけですね。決算後にこういう処理をされてよかったですんじゃないかなという気がいたしますが、その辺の見解はどうなんでしょうか。まずお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 副町長。

副 町 長 はい。今、三岳議員から分科会の折ですかね、副町長の答弁があったということでしたので、ちょっと私の方から説明をさせていただきます。平成27年度の決算委員会の第1分科会のときたらというふうに思っております。このときに私が発言した言葉ですけれども、「黒字になった部分は一般会計に戻さなくていいのかという話だが、通常であれば保険税で賄えるものであれば当然それは戻してもらおうというのが基本だろうと私は思う。」というふうな発言をしております、ただこのときは5,800万、国保がですね、国民健康保険の特会が5,800万の実質収支が繰越金ということになっていたものですから、「この5,800万が実質収支になっているが、将来的なものを見ながら一般会計に戻すということではできないだろうという判断をしたということである。」ということで、このときにはまだ5,800万程度の実質収支がそのとき出ただけということで、将来的にまだ不安定であると。そういったことで戻すというのが、先ほど三岳議員が言われたように、1回繰り出したものを戻すというのはありませんので、一方の方から言うと、国保の方からまた繰り出す、一般会計の方に繰り入れるというふうな手法だと。この予算が単年度主義ですから、そういった予算のやり方になるというふうなことになると思います。

それと今、決算、これは国保、議長、国保のことなんですけど。

議 _____ **長** 国保との関連性があるということですか。

副 町 長 9月の決算をもってしてもいいのではなかったかというよう
な質問だったと思うんですけど。国保の。

議 長 ちょっと休憩。

(1 1 : 0 0)

(…休 憩…)

(1 1 : 0 0)

議 長 引き戻します。もう1回質問の内容の整理をしながら、質問
項目を発言してください。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 ちょっと国保特会と関連をしますので、私も先ほどの質問は
聞きにくいなと思いながら質問したわけですけども、要はですね、決算後と
いうことですよ。要するに9月以降ですよ。9月以降決算が確定した段
階で、例えば、ここで言えば国保が9, 300万ですか、予備費があるわけ
ですから、当然それが翌年度に繰り越しということになってくるわけです
ね。そうしますと、今の8, 000万と合わせますと1億7, 000万ぐら
いの、要するに本来は一般会計に繰り出さなければですよ、1億7, 000
万ぐらいの翌年度繰り越しと国保特会上はなると思うんですよ。ですから
そういう1億7, 000万というのが確定した段階ですよ、その段階で、
じゃあ一般会計に繰り出しますよという形を取るべきではないかというこ
とを申し上げております。

議 長 ちょっと。今の質問の内容で、質疑の内容であれば、国保会
計の取り扱いをしてどうなのかという意味になると思うんですよ。それであ
れば、国保会計の折の質疑の中で決算を出したときにどうするかっていう判
断になってくるので、この場合は一般会計に繰り入れた取り扱いがどうかっ
ていう捉えになると思うんですよ。ですから国保の段階で質問された方が、
より取り扱いとしてはわかると思うんですけど。議論の整理としてですよ。

町 長 議長、休憩中ですかね。

議 長 今はまだ休憩しておりません。と思いますが。じゃあ、ここ
でちょっと休憩をして論点の整理と、どっちで取り扱うかっていうのが妥当
なのかっていうのは議事整理をしたいと思います。じゃあ、ちょっと休憩い
たします。

(1 1 : 0 2)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 はい、田口議員。

2 番 田 口 ただいま、審議中の承認第1号「専決処分の承認（平成29年度川棚町一般会計補正予算（第7回））」は、次の承認第2号の「専決処分の承認（平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」と関係しますので、一括議題とされるよう望み、動議を提出いたします。

議 長 ただいまの動議に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい。ただいま、田口議員から承認第1号「専決処分の承認（平成29年度川棚町一般会計補正予算（第7回））」及び承認第2号「専決処分の承認（平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」を一括議題とする動議が提出をされました。この動議は1人以上の賛成がありますので、ここに成立をいたしました。

承認第1号「専決処分の承認（平成29年度川棚町一般会計補正予算（第7回））」及び承認第2号「専決処分の承認（平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」を一括議題とする動議を議題として採決を行います。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、承認第1号「専決処分の承認（平成29年度川棚町一般会計補正予算（第7回））」及び承認第2号「専決処分の承認（平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」を一括議題とする動議は可決されました。

(1 3 : 0 3)

議 長 それでは一括議題となりましたので、日程第6、承認第2号「専決処分の承認（平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）」についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第2号「専決処分の承認（平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）」について、提案理由をご説明いたします。

平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により決めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,175万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億961万2,000円としたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので18ページ、19ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、広域化に伴うシステム改修事業完了に伴う不用額の減額補正であります。

2項3目収納特別対策事業費及び5項1目医療費適正化特別対策事業費につきましては、歳入における県の特別調整交付金の額の決定により財源区分を調整するものであり、額の増減はございません。次のページをお願いいたします。

2款保険給付費における1項療養諸費、2項高額療養費、4項出産育児諸費につきましては、平成29年度保険給付費がほぼ固まりましたので、保険給付費を説明記載欄のとおり、それぞれ減額補正をするものであります。

なお、この補正額が1億を超えて大きくなっている要因としましては、27年、28年度、27から28年度、ここの年度には非常に医療費が伸びま

して、約1億3,000万ほど27と比べまして28年度は増えております。増加をしております。そういった関係で、29年度におきましても、その増加分を見込み、伸びを勘案して高めに設定をしておりました。しかしながら29年度は月平均約1億程度で推移をしまして、28年度のように大きな著しい上昇はございませんでしたので、1億の減額としたものであります。次のページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金につきましては、歳入における国、県負担分の額の決定により、財源区分を調整するものであります。額の増減はございません。次のページをお願いいたします。

6款共同事業拠出金、1項2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、広域化に伴う本事業の廃止により発生した精算額を、精算額分を減額補正するものであります。次のページをお開きください。

7款介護納付金、1項1目介護納付金につきましては、歳入における国、県負担分の額の決定により財源区分を調整するもので、額の増減はございません。次のページをお願いいたします。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費につきましては、特定健診事業費がほぼ固まりましたので、不用額を減額補正するものです。同じく2項1目疾病予防費につきましても、各種がん検診等の事業費がほぼ固まりましたので、不用額を減額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

11款諸支出金、3項1目一般会計繰出金につきましては、一般会計へ8,000万円を繰り出すものであります。ご承知のとおり、国保特会におきましては平成27年度において基金が枯渇し、また、歳入不足から一般会計より8,000万円の法定外の繰り入れを行い、その繰越金や保険税率の改定により財政を運営してまいりました。平成30年度からは広域化により制度が大きく変わり、本町の保険税率も30年度において大幅ではございませんけれども下げることができました。また、29年度において約1億円の翌年度繰越金が確保できる見込みであり、31年度の県への納付金の算定結果によりますが、基金積立も可能ではないかと判断し、広域化という大きな制度改正の前に、27年度の法定外繰入金相当額を一般会計へ繰り出すということにしたものであります。次のページをお願いいたします。

1 2 款予備費、1 項 1 目予備費は、歳入歳出の見合いにより補正をするものであります。次に歳入を説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、同じく 2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれの節において決算見込額により補正をしたものであります。次のページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金、3 目特定健康診査等負担金及び 2 項 1 目財政調整交付金、2 目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金につきましては、国からの交付決定の額により補正を行ったものであります。次のページをお願いいたします。

4 款県支出金、1 項 2 目特定健康診査等負担金及び 2 項 1 目財政調整交付金、2 目国保都道府県化準備等補助金につきましても、県の交付決定の額に基づき減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

5 款療養給付費交付金、1 項 1 目療養給付費交付金についても、支払基金からの交付決定の額に基づき減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、2 節助産費等繰入金は、歳出 2 款の保険給付費で説明いたしました、出産育児一時金の減額に伴う町負担分を減額補正するものであります。

3 節職員給与費等繰入金は、歳出 1 款総務費における事業費において、一部国県等の補助金対象となったことによる町負担分を減額補正したものであります。

5 節その他繰入金につきましては、当初予算に財源不足分として、一般会計からの繰り入れを 6, 0 0 0 万円計上しておりましたが、前年度の繰越金や国等からの負担金の増、また、広域化に伴う県への納付金が低く抑えられたことなどから、一般会計からその他繰入金については全額減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

1 1 款諸収入 1 項 1 目一般被保険者延滞金は、延滞金の決算見込額により補正をしたものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。なお、質疑の回数につきましては一括議題となりましたので、これから3回までというふうにさせていただきます。はい、質疑を受けます。田口議員。

2 番 田 口 国保会計についてですが、先ほど歳出の方で保険給付費が、予算に対して約1億円超すぐらいに減額になるという説明でありましたが、予算に対しては減額で、ただ、前年度の28年度の保険給付費に対してはプラス、先ほどの説明によると少しプラスということではないかと思いますが、そういうことですか。保険給付費額というものについて。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 田口議員のご質問にお答えいたします。28年度と29年度を比べますと、約7,300万の減となっております。

議 長 一括議題ですから、関連しますので。一括議題ですから一般会計、国保会計一緒に質疑、答弁を受けます。はい、副町長。

副 町 長 それでは三岳議員からのご質問に対して、答弁をさせていただきたいと思います。三岳議員からはなぜ専決でしたのかと、9月の決算をもってしてはどうかという質問であったというふうに思っております。考え方についてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

まず、専決するかどうかにつきましては、専決をします年度ぎりぎり、これは3月30日ですけれども、近似値の決算を見込んで検討をしております。そういったことで専決というふうなことになったとのことでありまして、この近似値の決算予測では、そのとき平成29年度の繰越金がですね、1億7,000万円程度というふうに見込みをいたしました。予備費が9,000万ありますので、2億6,000万程度の余剰金、繰越金が出るというふうに予測をしたわけでありまして、すみません、国保会計のことをございます。もし、この2億6,000万が実質収支、繰越金になりますと、余りにも多額でありまして、一般会計の実質収支の予測をそのとき立てているんですけれども、だいたい9,000万から1億だろうと、一般会計ですね、考えておりました。それよりもはるかに超える。財源的に一般会計が58億、9億ぐらいですので、それくらい考えましてもかなり多くなる。国保税収がだいたい3億5,000万程度ですので、それからしても74%、そのままであっても74%の繰り越しとなる結果になり

ます。本来国保特会の財源は、国保加入者の税や国県支出金で賄うべきものでありますので、それらを一般会計を含め、総合的に考えまして国保会計で多額の余剰金が発生するのであれば、一般会計も扶助費が増加するので、厳しい状況でありますので、平成27年度に繰り出しました8,000万、これは一般会計の方に繰り出してもらうというふうに判断をしたものです。

また、一般会計の決算でも基金が少ないとなりますと、やはり公債費比率とか、将来負担比率、そういったものの影響を、財政指標にも影響をしますので、そういったことを総合的に考え今回の基金の、国保会計から一般会計への繰り出し、繰り入れというふうにしたものです。

27年度に一般会計から国保特会に繰り出した財源ですけれども、これは平成30年度の今度の国保の制度の改正、県が財政運営の責任主体となった制度ですけれども、その前に繰り出したお金であるということで、この国保の制度改正前の平成29年度内に清算すべきであろうというふうな考えのもとに、専決処分とさせていただいたものであります。

なお、一般会計においても多額の繰越金が見込まれる場合におきましては、専決補正におきまして基金積立を行うなど、専決処分にて補正予算をさせていただいております。これまでご承認いただいておりますということから、今回専決ということで補正をしたものであります。それと、今回専決補正をするにあたりまして、平成30年度の国保財政運営において問題はないかということで、随分と担当課とも協議をいたしております。その中で影響はないだろうというふうなことで、今回このような専決処分ということで補正をさせていただいたものでございます。そういったことであるような状況の中で検討して、こういうふうな専決補正にしたということをご理解いただければというふうに思っております。ご理解いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 はい、三岳議員。

3 番 三 岳 今の副町長の説明では、決算見込みが2億いくらとおっしゃいましたよね。この国保のですね、補正予算の最後のページの予備費ですね、32ページになりますけども、9,300万という額、それとあがっていますように8,000万を合わせますと1億7,000万じゃないか

など。翌年度に繰越す分はですね。ですから差額の、2億いくらだった
ら、例えばそのうちの8,000万という考え方はわかるんですけども、
国保はですね、これまでずっと例えば基金を取り崩したり、税率改定を度
重なって行っているわけですね。そういった中でのこういった予備費の額
になっているんじゃないかと思うんですが、それは何%とかっていう率ま
でおっしゃいましたけども、税に対する割合をおっしゃったんですけど
も、その額はちょっと違うんじゃないかなという気がするんですが、その
点はまずちょっと確認をしたいと思います。

議 長 はい、副町長。

副 町 長 私が言いました2億6,000万というのは、この補正予算
をする前に検討した額でありまして、それを基にして補正をしていって、
今予備費8,000万ぐらいですかね、そういったものにしたものでござ
います。それと、国保会計においてこれまでも確かに27年度に税率改正
をして、これは1,000万円程度の増額だということでの税率改正をし
ております。ただ、それでも不足しまして、一般会計から8,000万の
繰り出しをした。28年度にまた税率の改正をいたしております。このと
き6,000万ぐらいの増額の予定ということでいたしております。それ
までは、国保にありました財政調整基金等を基金から繰り入れて予算を編
成していたんですけども、それがすべて枯渇してこういった税率改正に
なったものというふうに思っております。

本来、国保というのは、先ほど言いましたように国保加入者の税、それ
から国県支出金、そういったもので運営をするというのが基本であります
ので、27年度に繰り出したというのは、あくまでも特別なものというふ
うな考えでしたものではないか。その後この国保の財政運営が、今回の
国保制度改正等によりまして変わってくるということもあり、まだ将来的
にも一般会計に繰り出しても運営に問題がないというふうなことでありま
したので、今回こういうふうにしています。

繰越金が、税に対するパーセントを私は言いましたけれども、あくまで
も標準財政、一般会計で言えば標準財政規模の5%以内とかそういったこ
とがありましたので、今の税の額からしてこれだけの繰越金があるのは、
多すぎるのではないかというふうなことで申し上げた次第でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 はい、三岳議員。

3 番 三 岳 今の1億の差というのはですよ、私が申し上げているのはね、そこで1億違うということですよ、今回の決算見込みに結果的にはこの補正予算がなるわけでしょう、予備費が。それを合わせますとね、1億7,000万にしかならないわけですよ。ですから、そこで2億7,000万とおっしゃるのであればですよ、そこで1億も差があるわけですよ。だからその分はどういった理由なんですかということを知っているんですが、質問回数がずっと増えていきますので、そういうやり取りをしていったときにはすぐ終わってしまうんですけども、まずそこをちょっとはっきり答弁をいただきたいと思うんですが。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。私はあくまでも、先ほど言いました決算見込みで言っております。担当課長の方がですね、それよりももっと詳細に額は出しているんじゃないかというふうに思いますので、もしそういった額がわかっていたら担当課長の方から説明した方がわかりやすいと思います。担当課長の方をお願いしたいと思います。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 現時点の状況になりますけれども、だいたい繰越金があるね、約1億。ここでは予備費のところ約9,300万があがっておりますけれども、これはあくまでも予算ベースですので、歳出における執行残、そういったものもございまして、それら含めて翌年度繰り越しが約1億円となっております。それから、これは30年度予算になりますけれども、30年度予算におきましては、県からの負担金が低く示されたことによりまして、予備費を計上することができております。その予備費が約9,000万ありますので、合計で約1億9,000万ほどが余剰金として残るのではないかと考えております。

それから、減額の要素としましては税率改定をしております。30年度において。それは約3,000万の減額を図っておりますので、それが3,000万。それから療養給付費の国への返す分、返還分がですね約3,000万を見込んでおりますので、減額分が約、これは30年度にな

りますけれども、6,000万ほどになるのではないかと見込んでおります。合計の1億9,000万からその6,000万を引いたところの、約1億3,000万が内部の留保資金として確保できるのではないかと考えております。以上です。

議 _____ **長** はい、三岳議員。

3 番 三 岳 2億7,000万、段階では見込まれたということで、2億7,000万だから8,000万相当、8,000万円をですよ一般会計に繰り出すという形を取られたわけでしょう。今、課長の説明でいきますとね、1億9,000万ですか、そこでもやはりまだ8,000万ぐらい差があるというふうに思うんですが、その点は、例えば翌年度に繰越す額というのが、いくらだからこれだけは戻せるよというふうになると思うんですよね。ただ、そのことばかり議論しても始まらないと思いますので、私は国保会計のですよ、今後の財政運営というものに対してですね、もうすでに基金は取り崩してほぼしまっている状態であり、なおかつ医療費の動向、これは県全体での医療費の動向に影響するというのはわかるんですよ。そういった中でですね、じゃあ県への納付金というのはもう、30年度はもう確定をしていると思うんですが、今後ですね、県全体の医療費の動向次第では、やはり県に対する負担金というのが増えていくということも考えられると思うんですよね。そういった意味ではですよ、国保特会においても毎年毎年税率改定をするのではなくして、要は基金なりを取り崩してですよ、補填をしていくような形が必要だと私は思っていますので、ある意味基金に積み立てるといふ部分はですよ、考えておられるのか。私は基金に積み立てをしておくべきだと。だから余ったから戻すという表現はあっておりませんが、やはり内部留保しておくべきではないかなというふうに思っていますが、その点はどのように今後の財政運営について考えておられるんでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 まず、2億7,000万の件なんですけれども、8,000万を返したとして1億9,000万残るといふ形ですので、副町長がおっしゃったのは8,000万を戻さなかった場合に2億7,000万残るといふところなんです。ですから、私が言った1億9,000万は、2億7,0

00万から8,000万を引いた1億9,000万ということでご理解いただければと思います。

それから、基金の積立なんですけれども、先ほど言いました1億3,000万ほどが来年運用できる、内部留保として確保できるのではないかと考えております。30年度の県への納付金というのが、3億4,000万ほどで、それから国県町の負担分等を引いて、だいたい2億4,000万ほどが県への納付金ということで示されております。30年度が低めに設定されたというのは、28年度分の前期高齢者交付金の精算額、それが約8,000万減らされておりましたので、ちょっと安くついたというところがございます。その分は31年度まで計算をされますので、この部分がいくらになってくるかというので、県への負担金が大きく変わってくるのかなと考えております。ただ、29年度の清算を31年度にしていくということになりますので、若干係数等が変わるんですけれども、担当の方で計算したところ、追加交付にはなるのではないかと。8,000万ほどではないけれども、追加交付になるのではないかとというところで、県への納付金についてはまだ流動的ではございますが、ひどく上がってくるものではないと考えております。

それから、今後の基金の積み立てにつきましては、この1億3,000万が動かなければですね、県への負担金等が大きく上がって変化がなければ、基金として積み立てられるものだと考えております。医療費、29年度までの2款給付費につきましては、今後すべて県の方で支払われることとなります。ですので、その増減は、今後は気にしなくていいのかなと考えております。

ただ、この秋に県の納付金の算定が示されるわけなんですけれども、その示された額から国県町の負担金を差引いた額が保険税で集めなければならない金額となります。今現在の保険税率で集められている金額と天秤にかけて、バランスが取れているなら税率は動かさないし、動かさないんだらうと思いますけれども、大きく税で集めている金額の方が大きければですね、まだいろんな要因がありますけれども、税率についても下げていくことが可能ではないかと考えております。負担金の方が大きければですね、やはり税率を、それでは賄いきれていないという考え方から、税率は

上げていかなければならないのかなと思っております。

あと、基金の積み立てができればですね、県への負担金が上がったときに、その基金で対応していければなど考えております。あくまでもやはり秋の算定がどう出てくるかというところで、やはり運営的にはちょっと変わってくるのかなと考えているところです。以上です。

議 **長** はい。ほかに質疑はありませんか。町長。

町 **長** 私の方から少し補足的に考え方を申し上げたいと存じます。

まず、今回の補正につきましては、確かに国保会計におきまして、多額の決算剰余金が出たということから端を発しております。基本的にはこういった多額の補正予算を専決処分で、そして議会に報告するだけでいいのかということは、議会軽視とも言われるのではないかということは非常に気にはいたしました。

しかしこれまで、例えば当初予算では基金繰入金を予定しておりましたが、決算見込みの結果、その取り崩しをする必要がないというときには、それを専決処分で処分をして、そして報告をしたということもありましたので、今回につきましてもそういう判断をして、専決処分で補正予算を決定しております。

そもそも、この多額の剰余金を生じたことにつきましては、やはり国保会計の財政運営が2回の税率を引き上げたことによって、今日の状況がもたらされてきたのではないかと思います。そもそも平成27年に話を戻してみますと、基本的には国保の財政運営は国県町の負担で、不足する場合は被保険者から保険税という形で徴収をして、そして財政運営をするというのが基本でございます。27年度におきましては、国県町の負担、そしてその当時の保険税では医療費を賄うことができませんでしたので、やむなくいわゆる法定外繰入を一般会計から行ったわけでありまして、これにつきましても当時いろいろ議論をしていただきまして、そして理解をいただいて、ご決定を最終的にはいただいたわけでございます。そしてそのあと平成28年度、29年度に税率を引き上げまして、そして引き上げた結果、剰余金が生じたので、本来その引き上げた結果生じた剰余金は、平成27年度に一般会計から繰り入れた結果がありますので、この機会にそれに見合う分は、やっぱり一般会計に繰り出すべきではないかと、そういうふうな判断をいたしまして、

今回の補正をさせていただいたところでございます。

三岳議員からは決算をしたあとに、そして剰余金が生じればそこで補正予算を提案すればいいんじゃないか、そういったことも考えてみましたが、やはり今はもう、平成30年度から制度そのものが変わっておりますので、やはり29年度中にそういった処分をした方がいいだろうというふうな判断でいたしておりますので、どうかご理解いただきたいと存じます。以上でございます。

議 _____ **長** はい、久保田議員。

4 番 久保田 先ほど課長の方から納付金、県に上納する納付金が十分足りた場合は税率を下げていくことも可能性があるけども、足りなければ税率を上げることも出てくる可能性があるというふうにおっしゃったんですけども、そういうふうに軽々しくここでそういうふう言うべきではないのではないか。もっと慎重に取り扱ってもらわないと、今出てきたようなことがまた出てくる可能性があるのではないかというふうに思います。そのところに対する課長の発言に対してお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** はい、健康推進課長。

健康推進課長 答えになるかわかりませんが、私が言いたかったのは、県への納付金が示されて、その納付金から国県町の補助金、負担金を差引いた額、それが保険税で本来集めなければならない額だと。その額と今現在の保険税率で調定に収納率を掛けなければなりませんけれども、保険税で集められる額、それを天秤にかけて、それが負担額が大きければ保険税の税率も上げることを考えなければならないというのは、この制度の基本は先ほどから町長、副町長が言っているとおり、半分は被保険者で持たなければならないというのが原則ですので、その原則を踏まえた上で保険税率のアップも、そういう場合には考えるべきだというところで発言をさせていただきました。以上です。

議 _____ **長** はい、町長。

町 _____ **長** はい。久保田議員がおっしゃるように、そういった発言を軽々しく言うべきではないというふうに思いまして、大変申し訳なく思っております。

今、国保事業の財政運営は県が主体となっておりますので、県の方か

ら町に対して標準保険料率等々もお示しがあって、そして町が判断をいたしますので、今の課長の発言は、担当者としての思いをいわゆる発言したということでご理解をいただきたいと思います。基本的には久保田議員がおっしゃるとおりでございます。

議 長 はい。ほかにありませんか。繰り入れ、繰り越しの件以外でも結構ですし、まだあればその関連で結構です。はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 国保以外でもいいんですかね。国保以外でもいいんですか。

議 長 一般会計の分ですね。はい。同一議題ですからいいですよ。

4 番 久 保 田 はい。34ページです。34ページに地域おこし協力隊の設置補助金がマイナスで出ております。もうこの29年度の予算の中で、もう今商工の部分の協力隊の方がいらっしゃらないってことを、解消する考えはないんでしょうかということをお尋ねします。足りないまま、2人のままでいかれるのか。

議 長 はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 補充をしないのかということをお尋ねしたいんです。

議 長 新たに補充をしないのかという意味ですか。

4 番 久 保 田 はい。

議 長 という意味です。企画財政課長。

企画財政課長 久保田議員のご質問にお答えいたします。地域おこし協力隊員を今後増やす考えはないかというふうなことでございます。現在2名の地域おこし協力隊員がおられますが、それぞれ活動を一生懸命していただいております。特に商工観光の隊員につきましては今年の12月までと、11月いっぱいまでですね、ということで退任されるということになりますので、今後もですね、引き続き地域おこし協力隊員については、積極的に募集をしていこうというふうに考えております。以上でございます。

議 長 どうぞ、一括議題ですので、それぞれご質疑があれば質疑をしてほしいと思いますが。はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 国保の関係で、29ページです。特定健診等の事業費がマイナス200万というふうになっておりますが、最終的には、その下の疾病予防費についてもです。最終的には目標受診率はどのくらいまで目指すお考えなんですか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 計画では受診率50%を目指すと、29年度まではしておりましたがけれども、今度30年度から県下、全部国県からの方針で50%を目指しなさいと、書きなさいということで指導があったんですけども、それがもう現実的ではないというところで、今年度新たに設定をするところでございます。したところでございますけれども、ちょっと今資料を持ち合わせておりません。

ちなみに、今年度4月末現在で特定健診率が42.9%、前年度同月比として1.4%上がっております。それから各種がん検診につきましても、人数的には若干ではございますけれども28年度から29年度においては増加をしているというところでございます。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから1件ごとに討論、採決を行います。

まず、承認第1号「専決処分の承認（平成29年度川棚町一般会計補正予算（第7回））」に対する討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

（発言なし）

議 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号「専決処分の承認（平成29年度川棚町一般会計補正

予算（第7回））」の採決を行います。お諮りします。本件は承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分の承認（平成29年度川棚町一般会計補正予算（第7回））」は、承認することに決定をいたしました。

（13：52）

議 _____ **長** 次に、承認第2号「専決処分の承認（平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」に対する討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号「専決処分の承認（平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分の承認（平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」は、承認することに決定をいたしました。

（13：53）

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(1 3 : 5 3)

(…休 憩…)

(1 4 : 1 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に日程第7、承認第3号「専決処分の承認（平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第3号「専決処分の承認（平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」について、提案理由をご説明いたします。

平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により決めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,548万4,000円にしたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳入からご説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料につきましては、保険料収入見込額により補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。

5款諸収入、3項2目雑入につきましては、広域連合からの後期高齢者医療制度保険料収納対策補助金の額の決定により補正をしたものであります。次に歳出を説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入1款後

期高齢者医療保険料で説明いたしました保険料の収入見込額の増額に伴い、同額を広域連合への納付金として増額補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。

3款諸支出金、2項1目他会計繰出金につきましては、歳出5款で説明いたしました保険料収納対策補助金について、一般会計からの負担分を減額するため、一般会計へ繰り出すものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第3号「専決処分の承認（平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第3号「専決処分の承認（平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」

は、承認することに決定をいたしました。

(14 : 14)

議 長 次に日程第8、承認第4号「専決処分の承認（平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第4号「専決処分の承認（平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」について、提案理由をご説明いたします。

平成29年度川棚町介護保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月30日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ489万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,066万9,000円としたものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので16ページ、17ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費につきましては、低所得者特別対策補助金額の決定に伴う増額補正であり、同じく3目認定事業費につきましては、東彼地区保健福祉組合分担金の額の確定に伴う減額補正であります。次のページをお願いいたします。

2款保険給付費における1項1目介護サービス等諸費、2目介護予防サービス等諸費、4目高額介護サービス等費、5目高額医療合算介護サービス等費、6目特定入所者介護サービス等費につきましては、平成29年度の保険給付費の支出額がほぼ固まりましたので、説明欄記載のとおり給付費をそれぞれ減額補正したものであります。次のページをお願いいたします。

4 款地域支援事業等費、1 項 1 目介護予防・日常生活支援総合事業費及び 2 目包括的支援事業・任意事業費につきましては、年度内事業が終了しましたので、その事業費の不用額を減額補正したものであります。同じく、3 項 1 目指定介護予防支援事業費につきましては、介護予防ケアプランの事業所への委託料を実施見込額により減額補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。

5 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費基金積立金につきましては、次年度繰越可能額約 7, 0 0 0 万円のおおよその見込みが立ちましたので、1, 0 0 0 万円を基金へ積み立てるものであります。次のページをお願いいたします。

8 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより増額補正をしたものであります。次に歳入をご説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。

3 款国庫支出金、2 項 1 目調整交付金及び 2 目地域支援事業交付金につきましては、交付額の、交付金の額の決定に伴う補正であります。次のページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金、1 項 2 目地域支援事業支援交付金につきましては、先ほどと同じく交付金の額の決定に伴う減額補正であります。次のページをお願いいたします。

5 款県支出金、2 項 1 目地域支援事業交付金につきましても、交付金の額の決定に伴う減額補正であります。次のページをお願いいたします。

8 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金及び 2 項地域支援事業繰入金につきましては、平成 2 9 年度保険給付費及び地域支援事業費の額の確定によりまして、町の負担分として一般会計からの繰入金に不用額が生じたので、その額を減額補正したものであります。

同じく 4 目その他一般会計繰入金、1 節事務費等繰入金につきましては、歳出 1 款総務費で説明いたしました低所得者特別対策補助金、東彼地区保健福祉組合分担金に伴う町負担分であり、3 節その他の繰入金につきましては、指定介護予防支援事業費にかかる一般会計からの繰入金の増額補正となります。次のページをお願いいたします。

1 0 款諸収入、2 項 1 目介護予防サービス費収入につきましては、要支援

者にかかるサービス計画費の決算見込額による減額補正であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ 長 これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ 長 よろしいですね。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第4号「専決処分の承認（平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、承認第4号「専決処分の承認（平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」は、承認することに決定をいたしました。

(14:23)

議 _____ 長 次に日程第9、承認第5号「専決処分の承認（平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 承認第5号「専決処分の承認（平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回））」について、提案理由をご説明いたします。

平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回）につきましては、議会において議決をいただく必要がありましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月30日付、専決処分第5号におきまして補正を行ったところであります。この専決処分について、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,087万円にしたものであります。

詳細につきましては産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 それでは詳細についてご説明いたします。補正予算の内容につきましては、歳入歳出補正予算、事項別明細書で説明いたしますので8ページ、9ページをお開きください。歳出からご説明いたします。

1款観光施設事業費、1項2目改良費の説明欄、2国民宿舎改良費80万円の減額、3大崎温泉改良費90万円の減額補正につきましては、15節工事請負費において落札減による執行残によって減額をするものであります。続きまして歳入をご説明いたしますので前のページ、6ページ、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出で説明しました170万円を減額したことによりまして、一般会計からの繰入金170万円を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第5号「専決処分の承認（平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分の承認（平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回）」は、承認することに決定をいたしました。

（14：27）

議 長 次に日程第10、承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、3月国会において可決成立し、3月31日付でそれぞれ交付をされたところであります。

そこで、この法律等の改正に伴いまして、川棚町税条例の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、法律等が原則平成30年4月1日から施行されることになりましたので、議会を招集する時間的余裕がなく、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、このあと税務課長が説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 それではご説明いたします。今回の改正につきましては、ただいま町長が申しあげましたように、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、町税条例を同日付で一部改正し、専決処分したものであります。

主な改正事項としましては、住民税におきましては個人税、所得税の見直し、法人住民税の見直し、たばこ税の見直し、固定資産税におきましてはわがまち特例の見直し、負担調整措置の延長であります。

それでは改正条例について説明を加えさせていただきます。今回の条例改正につきましては、条例本体の改正と、平成27年3月に行いました税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでありまして、第1条から第6条までの多段改正となっております。改正内容につきましては配布しております資料、川棚町税条例等の改正概要及び新旧対照表に沿ってご説明をいたします。

まず、第1条による改正。新旧対照表は1ページです。資料左端に項番をつけておりますけれども、項番1、第20条の改正につきましては、個人所得税の見直しによる項のずれを、法律の改正に合わせて改正しております。

項番2、新旧対照表は次のページですね。第23条第1項の改正につきましては、法律の改正に合わせて字句の改正、第3項の改正は、人格のない社団等について電子申告義務化に係る規定を適応しないこととする規定の整備を行っております。

項番3、第24条の改正につきましては、法律の改正に合わせて字句の改

正及び非課税の範囲の改正を行っております。内容は資料記載の改正の概要のとおりでございます。

項番 4、新旧対照表 3 ページ。第 3 1 条の改正につきましては、法律の改正に合わせて字句の改正を行っております。

項番 5、6、第 3 4 条の 2 及び第 3 4 条の 6 の改正につきましては、法律の改正に合わせて、基礎控除の対象者に所得制限を設ける改正を行っております。

項番 7、第 3 6 条の 2 の改正につきましては、法律の改正に合わせて、字句の改正及び配偶者特別控除の申告による見直しを行っております。

項番 8、新旧対照表は 6 ページ。第 4 7 条の 3 の改正につきましては、法律の改正に合わせて字句の改正を行っております。

項番 9、第 4 7 条の 5 の改正につきましては、法律の改正に合わせて字句の改正、追加等規定の整備を行っております。

項番 1 0、新旧対照表は 7 ページから 1 0 ページになります。第 4 8 条の改正につきましては、法律の改正に合わせて、大法人の電子申告義務化に伴う字句の改正及び項の追加を行っております。

項番 1 1、第 5 2 条の改正につきましては、法律の改正に合わせて、延滞金の計算の基礎となる期間の見直しによる改正を行っております。

項番 1 2、新旧対照表は 1 2 ページ。第 5 4 条の改正につきましては、法律の改正に合わせて字句の改正を行っております。

項番 1 3、新旧対照表は 1 3 ページ。第 9 2 条の改正につきましては、法律の改正に合わせて、製造たばこの区分を新たに創設をしております。

項番 1 4、第 9 2 条の 2 の改正につきましては、条ずれによる改正であります。

項番 1 5、第 9 3 条の 2 につきましては、法規定の新設に合わせて、加熱式たばこを製造たばこと見なす場合の条例の規定の新設であります。

項番 1 6、新旧対照表は 1 4 ページ。第 9 4 条の改正につきましては、法律の改正に合わせて、加熱式たばこにかかる紙巻たばこの本数への換算方法について規定を整備する改正を行っております。

項番 1 7、新旧対照表 1 6 ページ。第 9 5 条の改正につきましては、法律の改正に合わせて、たばこ税の税率の改正を行っております。

項番 18、新旧対照表 17 ページ。第 96 条の改正につきましては、条ずれによる改正であります。

項番 19、第 98 条の改正につきましては、法律の改正に合わせて字句の改正を行っております。

項番 20、21、新旧対照表は 17 ページから 19 ページになります。附則第 3 条の 2 及び附則第 4 条の改正につきましては、法律の改正に合わせて延滞金の計算の基礎となる期間の見直しによる改正を行っております。

項番 22、附則第 5 条の改正につきましては、法律の改正に合わせて所得割非課税制限額の変更を行っております。

項番 23、24、25、附則の第 10 条の 2 第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項の改正につきましては、法律の改正に合わせて附則第 15 条の 2 第 3 号が削除されたことに伴う項ずれの改正を行っております。

項番 26 から 40 及び 42、新旧対照表は 20、21 ページ。附則第 10 条の 2 第 7 項から第 25 項及び 27 項の改正につきましては、法律の改正に合わせて字句の改正、追加及び附則第 15 条関係の削除に伴う項ずれによる改正を行っております。

項番 41、附則第 10 条の 2 第 26 項の改正につきましては、法律の改正により生産性向上特別措置法による設備投資に係る固定資産税の減額についての規定を追加しております。

項番 43、新旧対照表 21 ページから 24 ページ。附則第 10 条の 3 第 3 項から 11 項の改正につきましては、法律の改正に合わせて字句の改正を行っております。

項番 44、附則第 10 条の 3 第 12 項の改正につきましては、法律の改正に合わせて、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂にかかる固定資産税の減額に係る規定の追加を行っております。

項番 45 から 49、新旧対照表は 25 ページから 29 ページ。附則第 11 条から第 15 条の改正につきましては、法律の改正に合わせて、固定資産税の負担調整措置を 3 年間延長する規定の改正を行っております。

項番 50、法律の改正に合わせて租税特別措置法の条のずれが生じたことによる改正を行っております。

次に、第 2 条による改正から第 5 条による改正についてですけれども、資

料の 5 ページですね、一番最後。これは第 1 条の改正でありました資料 2 ページの項番 13 から 19、条で言いますと第 92 条から 98 条の改正の概要におきまして、たばこ税を 3 年かけて引き上げる部分と、加熱式たばこの紙巻たばこの本数への段階的な課税方式の見直しを 5 年間かけて行うという部分について、この 2 条から 5 条について、5 条において改正を行っているものでございます。

次に、第 6 条による改正ですけれども、資料 5 ページの最後になります。平成 27 年条例第 20 号の改正におきまして、旧 3 級品たばこについては 31 年 4 月に税率の引き上げを予定しておりましたけれども、これを平成 31 年 10 月に延期するとした改正であります。

なお、それぞれの改正条項に係る執行日につきましては、資料の右側、右端の方にそれぞれ記載しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わりますけれども、ご審議の上、ご承認くださるようよろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありますか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑はいいですか。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第 6 号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(14:41)

議 長 次に日程第11、承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月28日に国会で可決成立したことを受け、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月31日に公布され、翌4月1日から施行されたところであります。このことにより、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正しましたその内容についてご説明いたします。

改正の概要ですが、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと、減額措置に係る軽減判定所得の基準の見直しが主な改正点でございます。制度の見直し内容につきましては、資料を新旧対照表のあとにつけております。後ほどご参照いただければと思います。それでは新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項は、医療分の基礎課税額を規定しているところですが、課税

限度額を54万から58万に改正するものです。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額について規定しております。第1号は改定はございませんが、7割軽減の対象となる世帯を定めており、第2号の改正は5割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を27万円から27万5,000円に引き上げ、第3号の改正は2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を49万から50万円に引き上げるもので、いずれも低所得者に対する軽減を拡大する基準の見直しを図るものであります。次のページをお開きください。

第24条の2、第2項につきましては、特定対象被保険者等に係る申告について、マイナンバー情報連携により把握できるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要となることによる改正であります。改正文の附則をご覧ください。

第1条はこの条例の施行期日について、平成30年4月1日から施行するものとしております。第2条は適用区分として平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 5割、2割軽減が低所得者のための軽減であるということですが、軽減するために国保加入者は何か手続きを新たにしないといけないのでしょうか。

議 長 はい、健康推進課長。

健康推進課長 はい。特に被保険者からの申請等はありません。

議 長 はい、三岳議員。

3 番 三 岳 今回のですね、影響額というのが、たぶん先ほど見ましたらフォルダーの方に通知書みたいな、国保の通知書が入っておりまして、今回は税の引き下げと今回この限度額とか、2割、5割の軽減ですか、そういったものの影響額というのがもう試算、出されているのでしょうか。

議 長 はい、健康推進課長。

健康推進課長 税率がちょっと違いますので正確な金額にはならないかもしれませんが、今の税率で昨年度の改正前と改正後と比較した金額では、5割軽減世帯で約27万2,950円の減額、それから2割世帯で、軽減世帯で11万6,100円、合計で39万9,050円の減額となっております。ちなみに世帯数としては5割世帯、すみません、医療分、後期分、介護分とそれぞれになっているんですけども、医療分で申し上げますと5割軽減世帯で5世帯、2割軽減で5世帯、それから軽減なし世帯が10世帯減ったというところになります。以上です。

議 長 はい、久保田議員。

4番久保田 この賦課限度額が4万円引き上げられて93万円になるということですが、この対象になる世帯はどのくらいあるのでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 この制度によって限度額が、限度額に、限度額超になる世帯の数が、この制度によってすべてということではありませんし、今年度去年と、前年度と比べて今年度所得が多ければここにかかってきますので、一概には言えないんですけども、昨年度が49世帯ございました。今年度が28世帯、この医療分における限度額超過世帯となっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。はい、福田議員。

12番福田 福田です。新旧対照表の裏面になります。最後の部分で、申告書の提出にあたりということで、提示を求められた場合にはというふうな改正になっておりますが、そういった経緯というものをお聞きします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 この第24の2第2号の改正の内容ですけれども、特定対象被保険者というのは、被保険者が資格を取得したとき、非自発的失業者、この非自発的失業者というのは、その方を雇用していた事業主の倒産や自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く解雇等の理由による失業者のことを言います。この方が、この方は総所得金額の30%を算定基準所得額とする軽減措置がございます。それがここには載っていませんけれども、第23条で課税の特例ということで謳われております。この特定対象被保険者の軽減申請において、マイナンバー情報連携により把握ができるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要となるという改正であります。以

上です。

議 長 ほかに。はい、福田議員。

1 2 番 福 田 確認ですけど、福田です。マイナンバーで調べられない人というふうなことですかね。

議 長 はい、健康推進課長。

健康推進課長 このマイナンバーの情報連携によって把握できない方は、雇用保険受給資格証明書が必要となるということです。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」に対する反対討論を行います。

対象者はやはりわずかではありますけれども、この20年から30年までの10年間に賦課限度額は28万円も引き上げられています。やはり国の制度といえども認めるわけにはいきませんので反対とします。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。村井議員。

1 3 番 村 井 13番、村井です。国の制度の改正に伴って本町の条例の改正をするということで、当然のことだと思っておりますので賛成をいたします。

議 長 反対者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 長 賛成者の発言もよろしいですね。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(14 : 54)

議 長 次に日程第12、報告第1号「平成29年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第1号「平成29年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」についてご報告をいたします。

平成29年度川棚町一般会計補正予算（第7回）におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を定め、翌年度に使用することができる経費としてご決定、ご承認をいただいたところでありますが、平成29年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、その内容について議会に報告するものであります。

その他詳細につきましては企画財政課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは内容についてご説明いたします。2枚目の繰越計算書をご覧ください。表の方の説明ですが、左から順に繰り越した予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その財源内容について掲げております。それでは今回5つの事業繰越がございましたので、その事業内容についてご説明いたします。

まず、漁村再生交付金事業費翌年度繰越額 1, 883万5, 000円につきましては、三越漁港整備工事であります。

次の水産物供給基盤機能保全事業費 1, 270万円は、川棚西部漁港水産物供給基盤機能保全計画書の作成業務委託であります。

次の道路維持費 50万円は、町道岡ノ谷1号線の道路維持工事に伴う用地費で、次の道路新設改良事業費 630万4, 000円も、町道上組平線及び町道野口線の改良工事に伴う用地費でございます。最後の社会資本整備総合交付金事業費（新設改良） 7, 631万8, 000円は、東臨港線及び上組西部線、中倉線の改良事業であります。

以上、5つの事業について、平成29年度一般会計補正予算（第7回）の繰越明許費において掲げた金額と同額の1億1, 465万7, 000円を、失礼しました、平成30年度に繰り越しを行ったものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を受けます。

「なし」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(14:59)

議 _____ **長** 次に日程第13、報告第2号「平成29年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 報告第2号「平成29年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書」について、ご報告をいたします。

平成29年度川棚町水道事業会計予算の繰越について、地方公営企業法第26条の規定に基づき、当該年度内に支払い義務が生じなかった額につきまして繰越計算書が作成され、川棚町水道事業者から報告を受けておりますので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりその内容について議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、よろしく

お願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 それでは内容についてご説明をいたします。2枚目の平成29年度川棚町水道事業会計予算繰越調書をご覧ください。

地方公営企業法第26条に予算の繰越についての条文があり、第1項では通常の繰り越し、第2項ではただし書により、事故による繰り越しについて定められております。更に経理の手引きでは、第1項は建設改良費に限ることとされており、また、第2項では建設改良費に限らず、すべての支出予算について可能とされております。

そこで今回の繰越計算書であります。表の名称として地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額としており、1款資本的支出、1項建設改良費に関するものを記載しております。事業名は木場地区水道施設用地取得費で、予算計上額が110万円で、翌年度繰越額を100万円、不用額10万円としております。この不用額につきましては、長崎県石木ダム建設事務所から引き継いだ3施設用地のうち、1施設の用地については相続登記にかかる関係者が多数おられ、またその中には行方不明者の方もおられることから登記困難であり、これまでどおり借地契約とすることから、この1施設用地にかかる費用を不用額としたものであります。

また、今回の繰り越しとなりました原因につきましては、説明欄に記載しておりますが、地籍図の修正及び相続関係者からの同意取得に時間を要したことによるものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(15:03)

議 長 次に日程第14、報告第3号「川棚町債権管理条例に基づく

債権放棄の件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町長 報告第3号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」についてご報告いたします。

川棚町債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、水道料金の債権の放棄を平成30年3月31日付で行いましたので、同条例第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。今回放棄を行った債権は、平成29年度に不納欠損処分を行った水道料金であります。

なお、詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 水道課長。

水道課長 それでは内容について説明させていただきます。中ほどの表をご覧ください。

調定年度につきましては、調定年度から5年を経過した年度を記載しております。

債権の名称につきましては水道料金であります。

件数につきましては月々の水道料金の件数であり、23年度10件、24年度31件、合計で41件であります。

金額は債権の金額を記載しております。

放棄の事由につきましては、川棚町債権管理条例第15条第1項第1号の項目を記載しております。

また、備考欄につきましては、該当債務者数を記載しており、6名の方が対象となっております。そこで今回、平成29年度においての不納欠損処理41件、金額にして6万9,070円につきましては、川棚町債権管理条例の規定に基づき債権放棄を行っております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。山口議員。

1番山口 この該当債務者ですが、現在も川棚町に在住で水道を使っておられるのかどうか、この点だけお聞きしたい。

議長 水道課長。

水道課長 山口議員の質問にお答えします。現在は本町におられる方は

おられません。以上です。

1 番 山 口 おられるんですか。

水 道 課 長 おられません。

1 番 山 口 おられないんですね。

水 道 課 長 はい。

議 長 ほかにありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告
済みといたします。

(1 5 : 0 7)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(1 5 : 0 8)

(…休 憩…)

(1 5 : 2 5)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に日程第 1 5、報告第 4 号「専決処分の報告（損害賠償の
額を定める件）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町
長。

町 長 報告第 4 号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」
について報告をいたします。

今年 1 月 1 9 日、佐世保市内の市道交差点において、公務出張中の当時
地域政策課の職員が運転する公用車が原動機付自転車と衝突事故を起こ
し、相手方の原動機付自転車に損害が生じ、また、その運転者が負傷され
ました。損害を受けられました方には大変、ご迷惑をおかけしましたこと
に対し、心からお詫びを申し上げます。

その後、3 月と 4 月に損害を受けられた相手方と 2 件についての示談が
成立したことから、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項及び専決処分の指定に関
する条例第 2 条第 1 号の規定により、損害賠償の額を定め専決処分を行
いましたので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告するものであ

ります。

1件目は3月31日付専決。損害賠償の相手方が佐世保市の新日本食材株式会社で、損害賠償額は12万6,000円であります。

2件目は4月23日付専決。損害賠償の相手方が佐世保市の樋口正和様。損害賠償額は4万9,497円でございます。

詳細につきましては総務課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。それでは内容について説明をいたします。

2件とも今年1月19日に発生した交通事故によるものでございますが、2件に分かれておりますのはバイクの所有者、そしてバイクの運転者ということで相手方が異なっておりますので、示談成立も別々でございまして、示談成立後、遅滞なく賠償金額の支払いを行うため、1件ずつ専決処分を行ったことによるものでございます。具体的には専決処分のとおりでありますので、専決処分を読み上げ報告とさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

専決処分書、専決第7号をお開きください。専決第7号専決処分書。地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第1号の規定により損害賠償の額を次のとおり専決処分する。平成30年3月31日専決。川棚町長山口文夫。損害賠償の額を定めることについて。佐世保市上町2番地21先路上で発生した、本町職員が運転する公用車による自動車事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

1. 事故発生日時。平成30年1月19日、金曜日、午後1時7分頃。
2. 事故発生場所。佐世保市上町2番地21先路上。
3. 損害賠償の相手方。佐世保市栄町7番3号、新日本食材株式会社代表取締役坂下克弘。これは原動機付自転車の所有者でございます。

4. 事故の概要。平成30年1月19日、金曜日、午後1時7分頃、佐世保市上町2番地21先交差点において、本町所有の公用車を地域政策課職員が運転中、一時停止の標識を見落とし直進したため左から来た原動機付自転車と衝突し、新日本食材株式会社が所有する原動機付自転車に損害

を与えたもの。

5. 損害賠償額。12万6,000円。

次に、専決第10号についてご説明いたします。先ほどと重複する分については省略をいたします。

専決の日が平成30年4月23日でございます。

事故発生日時、2番の事故発生場所については同様でございます。

3. 事故賠償の相手方。佐世保市中通町49番、樋口正和。

4. 事故の概要。平成30年1月19日、金曜日、午後1時7分頃、佐世保市上町2番地21先交差点において、本町所有の公用車を地域政策課職員が運転中、一時停止の標識を見落とし直進したため左から来た原動機付自転車と衝突し、原動機付自転車を運転していた樋口正和氏が負傷したものの。

5. 損害賠償額。4万9,497円。以上でございます。

なお、以上のとおりでございますが、この2件の賠償金につきましてはいずれも支払いが完了し、また、その全額が財団法人全国自治協会の損害賠償保険の対象となっておりますことを付け加え報告させていただきます。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。はい、田口議員。

2 番 田 口 この点について3点お聞きしたいと思います。

1点目はですね、この事故に関する過失の負担割合はどのくらいかということ。すなわち、町の方が100%なのか、それとも相手にも過失があったのかという点が1点です。

それから2点目は、この1件は3月31日専決、2件目は4月23日専決になっていて、なっておりますが、2件目の方は本年度に入ってからのことになっておりますので、専決をしなければならなかった理由、それは先ほど説明があったとおり、早急に支払いをしなければならないという説明がありましたんですが、そういうことかと。早急に支払いをしなければならないから、2件目の方も専決にしたのかというのが2点目です。

それから3点目はですね、その支払いの年度、要するに29年度の予算で払ったのか、30年度の予算で払ったのかという、それぞれについて、1

件目及び2件目について、それぞれどっちのお金で払ったのですかということをお聞きします。以上です。

議 長 総務課長。

総務課長 それではお答えいたします。過失負担割合の件でございますが、過失割合、これが本町の事故責任割合が90%、そして相手方が10%という割合でございました。

そして2点目の専決の理由でございますが、最初に申しあげましたように、相手方との示談が成立しておりまして、この賠償額の確定をしませんと支払いができないということになります。これらの点につきましては、賠償額が50万円以下であること、そしてその全額が保険によって手当されること、以上のことから専決理由にいずれも該当いたしますので、遅滞なく処理を行ったということでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

そして3点目でございます。支出の予算の、支出がどうであったのかということでございますが、まず最初の専決処分の7号の方でございます。こちらは賠償額が、今回議案としてお出ししましたのが、議案としてお出ししました損害賠償の額が12万6,000円でございますが、先ほど申しあげました過失割合によりまして、本町負担が90%ということになっておりまして、その分支払ったのが11万2,450円、この支払いを3月中にお支払いをしたところであります。これは本町の予算において損害賠償額として支出を行っております。そして2点目の専決処分を行いました4万9,497円でございます。こちらにつきましては4月以降になりましてから、これは町に一旦入ってくる保険金額が、ご本人に直接保険会社から支払われたと、そういう手続きになっております。以上、答弁といたします。

議 長 はい、田口議員。

2 番 田 口 今の最後の部分ですが、本人に直接払われたということであれば、ここに書いてある4万9,497円はどんなふうになるんでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。今回の損害賠償の額を確定するという決定でございますが、これは町の手出し部分だけではなくて、その方の損害賠償の全額、こ

れを損害賠償の額を定めるという手続きになってまいります。ですから、町の純粋な負担分ではなく、損害賠償のすべての額ということでご理解をいただきたいと思います。

議 長 はい、田口議員。

2 番 田 口 4万9,497円の90%が町の負担額である訳ですが、保険で直接本人に支払われたという話だったので、町から支払った額というものはないということなんでしょうか。そこら辺のあれがよくわからないんですけど。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。まずちょっと話を整理いたしますと、先ほど過失割合の90対10というふうに申し上げたのは、1件目の専決処分の12万6,000円にかかる分でございます。そしてこの2件目の専決処分の4万9,497円、これは過失割合というものではなくて、この損害を受けられた方に対する最初の治療代、そしてメガネ等の損害、そういったものが全部合わさって4万9,000円余りという額でございます。

今回、この損害賠償の額、これは一定額を超えますと議案ということになってまいります。議案でもって議会の議決となってまいります。その場合の額の定め方につきましては、賠償額の総額をもって議案とするということが自治法の中で決まっております。したがって、今回2件目の専決処分についての額は町の公費として支払ったものではありませんが、本町の職員が被害を与えた、その総額を損害賠償の額と定めたということでありますので、そのようにご理解をいただければと思います。以上でございます。

議 長 はい、山口議員。

1 番 山 口 山口ですが、こういうふうな公用車による事故ですね、これについては起こしてはならないというのはもう一番原則だろうと思いますが、こういう事故が起こったときのいわゆる職員に対する注意とか、それから、日頃から公用車の使用に対してですね、何らかの町としての規定があるのかとか、安全運転に関するですね、その点をお尋ねしたいと。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。この事故のあとの対応でございますけれども、日頃から町職員として交通安全の遵守、そして交通事故の未然防止、これに心がけ

るというのはごく当然のことをごさいます、日頃から交通安全については注意を啓蒙しているところをごさいます。しかしながら、こういった事故がおきまして、しかもこの損害賠償の額を定める件につきましては、前回は2年前の6月議会にご報告をしたということで、2年を過ぎないうちの事故であったということで、非常にこの事故の重大性ということを認識をいたしまして、対応策としまして、その直近の課長会議、これは4月16日にごさいましたけれども、その会議の折に副町長名の文書を持ちまして、交通法規の遵守及び安全運転の徹底についてという文書を持ちまして、こういった事故によって損害賠償の額を定める議会への報告等が生じるということの説明し、そして27年度から29年度にかけて起きた公用車の発生状況、こういったものを示したうえで、公私を問わず交通安全の事故未然防止について万全を期するよう職員に伝達し、注意を喚起したとごさいます。以上のような対応をしたということでご理解いただきたいと思ひます。以上です。

議 長 ほかにありませんか。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 今回の総務課長の説明で、例えば今回のですよ、この事故を起した職員に対するいわゆる処分、そういったものはされていないということですか。それと併せてですね、過去にもですね、こういった交通事故、それ以外ですね、職員の不注意によるいろんな事柄があつていふ思うんですが、その場合ですよ、職員の懲戒とかそういったものの処分というのは、これまでされてきたのでしょうか。お伺ひします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 この職員の、当該職員の処分をごさいます。この職員の処分につきましては、職員の懲戒処分の基準というものが制定されておりました、その基準によって判断を行つております。その際判断しましたのが、懲戒処分に該当する交通法規違反に関する規定としまして、著しい速度超過等の悪質な交通法規の違反、こういったものがあれば懲戒処分の対象となるということで基準をごさいます。今回、そうした悪質な交通法規違反には該当しないという判断から懲戒処分には当たらないという判断をしております。

しかしながら、公務中の公用車運転において一時停止を怠つたというこの過失、そして交通事故を招いたということにつきましては、本町の信用失墜を招きかねない重大な過失であるということで、今後の再発防止を徹底さ

せるためにも、厳重に注意を行う必要があるということで判断をし、この当該職員に対しまして、私と、失礼、副町長と総務課長の私から公用車の運転中における交通法規の遵守及び安全運転の徹底について、口頭にて厳重注意を行ったところでございます。したがって、いわゆる懲戒処分には当たらなかったということでご理解をお願いいたします。

そしてこの懲戒処分の過去の事例でございますが、これにつきましては町長が本日の開会の折に申し上げました職員の懲戒処分に関する公表基準、これをこの度4月11日から施行したところでございます。この折に決めたところは、この制定後につきましてはこの公表基準に則りまして、該当するものにつきましては公表してまいります。それ以前のものについてはあえて公表することはないということで、これを決定しております。そういったことから、本日この本会議場での発言は控えさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長 はい、田口議員。

2 番 田 口 参考までにですが、相手側の、賠償の個人の樋口さんという方の年齢は何歳でしょうか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 こちらに示談書が手元でございますが、そこに記載がありませんので年齢までは把握をしておりません。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(15 : 46)

議 長 ここで時間延長をいたします。

(15 : 46)

議 長 次に日程第16、報告第5号「専決処分の報告（既設条例規定の是正のための関係条例の整理に関する条例）」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町長 報告第5号「専決処分の報告（既設条例規定の是正のための関係条例の整理に関する条例）」について、ご報告をいたします。

去る平成30年3月川棚町議会定例会において、町長の専決処分の指定に関する条例について、議会運営委員会委員長の発議によりその一部を改正する条例の提案をいただき、ご決定いただいたことから、町長において専決処分することができる事項として、同条例第2条に第6号として既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において、引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項、もしくは用語に係る規定の改正または字句の修正をすることという条項を新たに追加していただいたところであります。この度この第6号の規定に該当する字句の修正等について、既設条例規定の是正のための関係条例の整理に関する条例について、第1条から第17条までの条例について一括してそれぞれの字句等の是正を行うための一部改正を行い、平成30年4月2日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

改正の内容につきましては総務課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

議長 総務課長。

総務課長 それではお配りしております新旧対照表にて、内容についてご説明をいたします。

今回の改正は、該当する条例につきまして1条ごとに条例として掲げ、一括して改正を行ったものでございます。

まず第1条であります。川棚町情報公開条例の一部改正でございます。ここでは字句の修正を行っております。

第14条第2項第1号におきまして、下線を引いておりますように改正前は「ただし書き」、これに「書き」に「き」の字の送り仮名がついておりました。この送り仮名は不要でございますので、改正後にありますように「ただし書」、送り書きなしの「ただし書」に改めたものでございます。この後において、この「ただし書」がいくつか出てまいりますので、その後は簡略に説明してまいります。

次に第3項であります。下線を引いておりますカッコの中の「第19条及び第20において」という中の「第19条及び」でございます。これはか

つては第19条におきまして、反対意見書という文言がございましたが、その後の改正によりましてこの文言がなくなっておりますので、本来は削除すべきであったということで、今回この「第19条及び」を削除するというふうに改正を行ったものでございます。

次に第2条、川棚町個人情報保護条例でございます。第23条におきまして、次のページをお開きください。この第3項でございます。この中で下線を引いておりますように「第40条及び」とあります。これも先ほどと同様に、改正前は第40条の中にも反対意見書という文言がありましたが、これが改正によりなくなっておりますので、これを削除すべきでございますので、改正後におけるように「第40条及び」の文字を削除したものであります。

続きまして第3条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございます。この中の第11条第1項第3号をご覧ください。下線を引いております。これは引用している法律の題名変更に伴うものであります。改正前におきましては、「公庫の予算及び決算に関する法律」という法律名でございましたが、これが法律名の題名変更がございまして「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」というふうに改め直っておりますので、そのように改めたものであります。

次に新旧対照表3ページ第4条、町長及び副町長の給与に関する条例でございます。これは用語に係る規定の改正でございます。定義等の改正を行っております。改正前におきましては、まず第1条第2項において「一般職員の例による」とありますが、本来はここで定義をしておくべきであるということで、次の第2条、期末手当の中で定義が出てまいりますが、最終的にはこれはすべていずれも同じものを指す、職員を指すということで、改正後におきましては第1条第2項に書いておりますように、ここにおいて「職員の給与に関する条例の適用を受ける職員」、そして「以下「一般職の職員」という」ということで定義付けを、まずここでもって定義付けを行いまして、以下第2条においてこの定義によって「一般職の職員」ということで改めたものでございます。

続きまして第5条、職員の給与に関する条例でございます。これは第6条におきまして改正前「給料額」とありました。これは正しくは「給料月

額」というのが正しい名称でありますので、字句の修正として「給料月額」に改めたものでございます。4ページをお開きください。

第6条、職員の育児休業等に関する条例でございます。これも字句の修正で「ただし書き」を送り仮名なしの「ただし書」に改めております。

第7条に移ります。これも別表の中の、表の中の字句の修正でございます。この中で該当箇所は表の中の「ホ」の部分と、「ホ」の部分でございます。「床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき」、改正前は「とき」の後に「。」がありません。これが本来は「とき」であるとか「こと」であるという用語の後は、「。」をつけるのが正しいということで「。」をつけたものであります。5ページ目の「ホ」についても同様でございます。

続きまして第8条であります。川棚町税条例でございます。これも字句の改正でありまして、第40条の改正前は「次の通りである。」と、これが漢字になっておりますが、こういった場合は漢字を使用しない仮名書きによる用法が正しい用法でありますので、ひらがなの「とおりである。」というふうに変更したものでございます。

次に第9条、川棚町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例でございます。これも字句の修正で、第7条において「ただし書き」これを送り仮名なしの「ただし書」に改めております。同じく同条例の第19条、これも「ただし書き」を送り仮名なしの、失礼しました、第9条でございます。これも送り仮名なしの「ただし書」に改めております。

次に第10条、川棚町いきがいセンターの設置条例でございます。これは第10条第2項におきまして用語の改正を行っております。第5号に改正前は「伝染病疾患」という用語がございましたが、これは平成9年に伝染病予防法に変わりました、新たに感染症予防法というものに法律がとってかわっております。したがって、こういう「伝染病疾患」という用語ではなくて「感染症疾患」という用語が正しい用語でございますので、「感染症疾患」に改めたものであります。

第11条、川棚町廃棄物の処理及び清掃に関する条例。ここにおきましても第10条第3項中の「ただし書き」、これを送り仮名なしの「ただし書」に改めております。

第12条、川棚町大崎温泉施設設置条例でございます。この第3条におきまして、改正前「次の事業を行う」というふうに書いてあります。こうした各号列記を掲げる場合、改正後にありますように「次に掲げる事業」というふうな用語が適正な使い方でありますので、「次に掲げる」に改めております。そして第3号におきまして、「前各号に掲げる」とありますが、この「前各号」につきましては、第3号の前は1号と2号だけ、2つであります。こうした場合は、すみません、「前各号」という用語につきましては、対象とする用語が4個以上の場合に使用する用語であるということで、この場合、先ほど申し上げたように前にある各号が2つでありますので「前2号」というふうに改めたものであります。

続きまして第13条、川棚町営住宅管理条例。これは28条第3項中の「ただし書き」、送り仮名なしに改めております。

第14条、川棚町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例でございます。ここにつきましては、改正前におきましては「川棚町水道事業就業規則」とありましたが、正しくは「川棚町水道事業就業規定」でありますので、規定に改めたものであります。

第15条、川棚町下水道条例の一部改正でございます。ここにつきましても、対照表は8ページになりますが、「前各号」とありますが、対象とする号が2つだけありますので「前2号」というふうに改めております。

第16条、川棚町社会教育委員条例でございます。改正前におきましては「昭和24年法律第207号」の次に「。以下「法」という。」という定義付けがありましたが、この条例においてはこの第1条の以降に「法」という用語の記載がありませんので、この定義付けが不要なかつたということで削除を行ったものであります。

第17条、川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例についてであります。こちらにつきましては省略をしておりますが、第11条の第1項におきまして、減免することはできるものとして5つの号、5号の記載がございます。これは先ほど申し上げましたように4つ以上の号を対象としますので、「前項各号」ですが、これは第1項に規定しておりますので「前項各号」という第1項を足したものでございます。

以上が今回の改正の内容でございます。それでは改正条例の一番最後の

附則をご覧ください。この附則において謳っておりますように、この条例は交付の日から施行するという事で、専決処分を行った平成30年4月2日から施行ということで適用をした次第でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(16:01)

議 _____ **長** 次に日程第17、議案第24号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第24号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億1,660万円にしようとするものであります。

今回の補正は、中央公園交通広場前トイレの改修として、用途の指定があった一般寄附金の追加及び中央公園交通広場前トイレの洋式化のための工事費の追加、勤労青少年ホーム音楽室の空調設備故障に伴う修繕料の追加、観光施設事業特別会計の補正予算に伴う一般会計からの繰出金の増額などであり、その他当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、議案第24号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」についてご説明いたします。今回の補正といたしましては、先ほど町長から説明がありましたとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳

出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億1,660万円にしようとするものであります。それでは事項別明細書の歳入からご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

16款寄附金であります。1項1目一般寄附金20万円の増額につきましては、中央公園トイレの改修として用途の指定がある寄附金の採納願いがございましたので、その寄附額を増額するものでございます。次のページをお開きください。

19款諸収入であります。4項5目雑入40万円の増額は、公用車による物損事故により、その公用車の修理費として全国町村会から共済金が支払われましたので、その金額を増額するものでございます。続きまして歳出を説明しますので、次のページをお開きください。

2款総務費でございます。1項1目一般管理費180万円の増額は、歳入で説明しました、事故を起した公用車につきましては平成11年に購入し、19年を経過して老朽化が著しいことから、今回修理を行わず、新車買替えを行うため、その購入額を計上するものであります。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費21万8,000円の増額でございます。職員の病気通院のため、その代替として臨時職員を雇用するもので、4節共済費、7節賃金をそれぞれ増額するものであります。次のページをお開きください。

5款労働費であります。1項1目勤労青少年ホーム管理費21万6,000円の増額は、勤労青少年ホーム音楽室の空調設備が故障し、早急な修繕が必要なため、その修繕料を増額するものであります。次のページをお開きください。

7款商工費であります。1項3目観光費20万円の増額は、観光施設事業特別会計の補正に伴い、特別会計の繰出金を増額するものであります。次のページをお開きください。

土木費であります。5項2目公園管理費の増額は、歳入でございました寄附金に対応するため、中央公園交通広場前のトイレを高齢者、障がい者にも使いやすいよう洋式トイレに改修するため、15節工事費を20万円増額するものであります。次のページをお開きください。

14款予備費であります。予備費につきましては、歳出歳入の見合いによ

り210万5,000円を減額するものであります。

以上が平成30年度一般会計補正予算（第1回）の内容でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。はい、小谷議員。

9 番 小 谷 小谷です。17ページの公園管理費の工事請負費の20万円ですけれども、中央公園のところのトイレの洋式化ということの説明がありました。この20万の予算でどの程度工事をされるのか、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 それでは私の方からお答えをさせていただきます。中央公園の交通広場前のトイレにつきましては、現在、男子トイレに大便器1箇所、女子トイレに大便器2箇所の和式トイレでございます。その3箇所の和式トイレを今回洋式化に改修するものでございます。なお、予算につきましては、当初予算でその他補修として見込み計上をさせていただいております。現在、その用途がまだ確定しておりませんので、その見込み計上しておりました予算を活用し、プラス20万の補正で対応するとしているものでございます。以上です。

議 長 ほかにありませんか。田口議員。

2 番 田 口 観光費の繰出金は、観光施設特会への繰り出しということで、この議案は次の議案に、大崎公園管理費の委託料の増というふうになってくるのだと思いますが、要するにどういうものかというものの説明はいただけないでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産 業 振 興 課 長 それでは田口議員のご質問にお答えいたします。次の議案で説明をしようと思っておりましたけれども、よろしいですかね。大崎公園におきまして、インバウンド対策として駐車場の整理のための交通整理の委託料を増額をする予定としております。インバウンド対策ですけれども、佐世保港に入港するクルーズ客船の外国人観光客が、県北の観光地を大型の観光バスで周遊されておきまして、その行程の中に大崎くじゃく園、しおさいの湯が含まれております。

平成29年度は大崎くじゃく園としおさいの湯に計4回来られておりま

して、大型バスが48台、1,920名の来場となっております。これにつきまして観光協会では対応をしておりますけれども、駐車場整理等人手が不足しております、平成30年度も増加することが想定されております。このままでは受入れが難しくなるということから、交通整理の委託料を増額補正をする予定にしております。

ちなみに、平成29年度、佐世保港入港が84回、平成30年度の佐世保港入港見込みが120回と見込まれております。それと、佐世保港にあります三浦岸壁改修工事、これは大型化の、大型化する岸壁ですけれども、延長が370m、これが30年の7月に完成をし、ここにも旅客船が来る予定となっております。また、佐世保市の浦頭埠頭ですね、そこにも、そこも岸壁の改修が行われておりまして、32年度末に完成予定、これも国際船のクルーズ客船の就航のための改修が行われております。そういったことで今回委託料の増額を予定をしているところであります。以上です。

議 _____ **長** ほかにありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」は原案のとおり可決されました。

（16：14）

議 **長** 次に日程第18、議案第25号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第25号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,420万円にしようとするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 それでは詳細につきまして説明いたします。歳入からご説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金20万円の増額について、先ほど説明をいたしました歳出の増額分について、一般会計から繰入金を増額するものであります。次に歳出をご説明いたします。次のページをお開きください。

1款観光施設事業費、1項1目管理費の説明欄、大崎公園管理費20万円の増額。これは先ほど説明をいたしましたけども、交通整理員の委託料の増額になります。

説明をしておりませんでした、30年度の警備員の配置計画ですけれども、回数を6回程度見込んでおります。その合計額が20万円ということで増額を、補正を予定しているものであります。

以上説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。はい、毛利議員。

5 番 毛利 はい。ちょっとお尋ねします。先ほどからインバウンドのどうたらこうたらとか、クルーズ船が来て大型バスで何台とかおっしゃっているんですけど、この交通警備員の費用を出さんといかんのですかねと思いついて。通常、観光事業で集客があれば、そこに収益が上がっているわけで、そういった増員というのはその収益の中でやるべきではないのかなと思っただけです。その辺はどういうお話で費用をこちらが増額をするというお話になったのかどうかお聞きしたい。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 毛利議員の質問にお答えいたします。昨年度、クルーズ船が、クルーズ船じゃなくて、観光を4回来られておりますけれども、収益は今のところ0であります。駐車料金もなくて、コースからいきますと、例えば海きららから大村の免税店、それから大崎くじゃく園というような感じです。今のところはそこで売るものもなく、トイレの休憩、それとくじゃく園の観光をされて帰られるっていう状況であります。そういったことで、まだ収益も上がっておらず、人手が不足しておりますので、その交通整理について指定管理のゾーンになりますけれども、そういったことで補正をするというふうに考えております。

今後は9月を目途に駐車料金、その大型バス1台いくら、それからそういったものを考えていく予定にはしております。それとあと大崎くじゃく荘ですね、くじゃく荘、それからしおさいの湯、そういったところの食事ですね、そういったものを中に取り入れていって、収益を上げていくと。今のところはまだ収益が0ということになっております。以上です。

議 **長** はい、毛利議員。

5 番 毛利 そういったことで、今はただ見て帰られるだけということなので収益がないということ、今後されるということなので、せっかくの機会なんでですね、そういったバスが入ってくるとか、外国の方が多いでしょうけど、やっぱり何かしらそういった事業に結び付けていければ、収益が上がるようになればと思いますので、ぜひがんばっていただきたいと思ついで。質問ではありません。

議 **長** はい、三岳議員。

3 番 三 岳 今のですね、答弁でいわゆる経済効果が見込めないという部分に20万を支出するというので、今から集客、金を落としてもらうような方策を考えるという話であったんですけども、私もですね、要するに行政から見たときには費用対効果っていうのは求められると思うんですよ。だから、先ほど毛利議員がですね、言われたように、観光協会の方でやはりこれは手当をすべきものじゃないかなと思いますけど、その点はどうなんでしょうか。

議 長 はい、産業振興課長。

産業振興課長 三岳議員の質問にお答えいたします。大崎くじゃく園、指定管理者ということで観光協会の方に指定管理をお願いしておりますけれども、その中にはこのインバウンド対策費、そういったものは現在含まれておりません。そのほかの指定管理料というふうなことでございます。それと今、観光協会のくじゃく園に来るお客さんっていういますかね、そういったところには今のところ効果はありませんけれども、大村の免税店、それから有田のポーセリンパーク、そして大崎のくじゃく園と周遊をされます。その中でこの大型のバスが205号を通ります。また、県道の大崎線を通っていきます。そういったことで、交通量が増えるっていうことですね。その整備をする効果っていういますかね、そういったものが上がってくるっていうことで、大崎自体には今のところありませんけれども、そういった周辺の効果が上がってくる可能性がありますので、今のところは大崎の方でがんばっていただくと言いますかね、そういったふうに考えております。以上です。

議 長 はい、山口議員。

1 番 山 口 今の課長の説明でね、205号の交通混雑の緩和と出ましたけどね、205号というのは関係ないわけです。大崎公園ね。どこを警備しようとするわけですか。結局、大崎公園の、結局4回の12台でしょう、大型バスが来るのが。1台に単純に考えたら48名ですから、去年は。そのためにね、20万の金があるのかというのは逆に言えるわけですよ。今の課長の説明で、205号なんてね、とてつもないところの、この20万の中でね、交通緩和のために何の役に立つのかと。ちょっとこう答弁としてはおかしいんじゃないかと思えますけど。

議 長 町長。

町長 はい、お答えします。ちょっと課長もいろんなことを考えすぎているようであります。このですね、増額については、本来観光事業でありますので指定管理者が負担すべきだろうということは、三岳議員がおっしゃったとおりであります。しかし、町が指定管理をしている事業の中にはいわゆる公益事業、収益事業でありますしおさい、くじゃく荘の管理、それともう1つは公益事業であります大崎自然公園の管理、こういった種類があります。

今回のこの20万というのは、くじゃく園に大型バスが一遍に多く来ますので、ここにガードマンを配置をしたいと。ここは公益事業でありますので、当然、町の方でその分は見るべきだろうということで、今回こういった措置をさせていただいたところであります。ご理解を賜りますようお願いいたします。

そして、毛利議員がおっしゃったように、こういったインバウンドをどのようにしてわが町の交流人口の拡大、そして観光振興につなげるかということは、これから大きな課題でありますので、観光協会と協議をしながらそこにトイレ休憩だけじゃなくして、何か収益があるような事業の展開をしていかなければと、今このように思っております。以上でございます。

議長 はい、田口議員。

2 番 田 口 これは観光協会の考え方だと思うんですが、先ほど駐車料金を取りたいというふうな意向という説明がありましたけれども、その観光バス業界は非常に競争が今厳しくなっているというようなことが言われておりますので、駐車料金を取るとかえって来なくなるのではないかというふうな心配があります。十数台分だとおそらく2万円、3万円って1回あたりかかるということになるんで、むしろだから来てもらって売り上げを上げるという方法で考えていただくのがよいのではないかと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。お考えを。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 田口議員のご質問にお答えいたします。本来であればそういった駐車料金を取らずに、そこでお金を落としていただくというふうなことがベストだと思っております。そこら辺も今、指定管理者とですね、どちらにするかをですね、協議をしていきたいというふうに考えております。以

上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。はい、福田議員。

1 2 番 福田 福田です。クルーズ船、インバウンド事業というのが、佐世保港を中心とした広域圏での観光ルートを作っていく場合に、川棚町としては広域事業としての公園をトイレとして、トイレタイムで使われるぐらいな感じであったらどうかと思うので、広域でそういうふうな対応を考えてもらう方法はないのか。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 福田議員のご質問にお答えいたします。先ほど9月を目途にそういった対策をといることを申しておりましたが、これも広域事業で、今は県北の方で、あとは関係市町でやっていますけれども、ある程度足並みをそろえなければならぬということで9月を目途にということですので。周知期間ですので、それは全体でそういった駐車料金、または他のお金を落としていただく方策、そういったものは考えていくようにしております。以上です。

議 **長** はい、三岳議員。

3 番 三 岳 今までの実績でですよ、確かにバスで来られているわけですね。しかしそういった中でですね、事故等もなく、要するにくじゃく園にしてもですよ、しおさいの湯にしてもですよ、問題点は、別に警備員がおらなくてもよかったという結果じゃないかと思うんですよね。ですから今から更に配置をして、何ですか、事故防止とかそういった意味での配置なのかですね、そこら辺がよくわからんとですよ。だからさっき言ったように、20万かけてそういう警備をして、じゃあ町に観光収入として金が落ちるのかと言えば、それもちょっと見込めないと言った中でですね、過去の実績を踏まえれば、新たに警備を配置する必要があるのかどうかというのがちょっと疑問に思いますが、その点はどうでしょうか。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 三岳議員のご質問にお答えいたします。クルーズ船から降りて観光バスで観光される、そのコース、それと大崎のくじゃく園に来るということは、前日にFAXでまいります。時間帯は例えば夕方の3時から5時ということで事前の連絡がありますけれども、その時間帯が大きくずれたり

とかそういったこともあります。また、そこにやはり観光協会の職員が2名、3名と行って大型バスの誘導とか、そういったものをしなければならないこともありまして、人手が今はもう足りないというふうなことでありまして、そういったことで今回警備員を配置する分の委託料を増額するというふうなことで考えております。以上です。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 さっきも聞いたんですけどね、じゃあこの警備員をどこに何名配置しようと考えているのかですよね。単に警備員、警備員と先ほどから言われるわけですけども、じゃあどこにこの警備員を配置するのか、じゃあいったい何名ぐらいなのか。台数によっても違うと思うんですけども、その詳細がまったくわからないんですけども。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 山口議員のご質問にお答えいたします。警備員の配置計画につきましては、警備員の単価、4時間で8,000円。それと回数が6回ですけれども、くじゃく園の方ですね。例えば1回目につきましては、台数によりますけれども、台数が3台、120名で警備員を2名。3台以上ですね。10台以上につきましては警備員を4名。それ以上につきましては6名というふうに配置の計画をしております。以上です。

1 番 山 口 場所はどこなんですか。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 すみません。

議 長 はい、山口議員。

1 番 山 口 場所を、どこに配置するのかっていうのを特に聞いているわけですよ。

議 長 はい、産業振興課長。

産業振興課長 それでは山口議員のご質問にお答えいたします。場所につきましてはくじゃく園のドッグランのところの広い駐車場ですね。そのところ。それと、それから下りたくじゃく園のちょっとした売店があるところになります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第25号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」は原案のとおり可決されました。

(16:34)

議 _____ **長** 次に日程第19、議案第26号「特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第26号「特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

介護保険法において、認知症施策推進事業における認知症初期集中支援チームの体制整備が義務付けられており、本町においては今年度中に立ち上

げるべく、その準備を進めているところであります。また、認知症初期集中支援チームには、チームの一員として認知症サポート医の設置が義務付けられているところであります。本条例改正案は、その認知症サポート医を委嘱し、配置するため、その報酬について定めるものであります。

なお、改正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明いたします。

先ほど町長が説明したとおり、認知症初期支援チームという支援体制を構築し、認知症サポート医を委嘱するにあたり、その報酬額を定める改定でございます。事業について若干説明いたしますと、認知症初期支援チームとは、複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族の支援など初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うこととされており、そのチームの一員として位置付けられている認知症サポート医は、チーム員会議等において具体的な支援策に関する指導、助言が主な役割となっております。

改正案を説明いたします。新旧対照表をご覧ください。別表の第1条、第2条関係に専門医（認知症サポート医）と日額1万2,400円、それから旅費の額は同額と、同様とを加えるものであります。この金額の設定につきましては、業務内容から介護保険認定審査委員と同額が適当であると判断し、また、サポート医には有資格者が条件となっております。町外のサポート医をお願いしなければならない事態もあり得ると考慮し、東彼三町同額とすることが望ましいのではないかと三町で協議し、この額を提案しているところでございます。この条例の施行期日ですが、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 **長** よろしいですか。それでは質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第26号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(16:40)

議 **長** 次に日程第20、議案第27号「工事請負契約の変更（町道上組西部線歩道設置工事（函渠工））」を議題といたします。

この議案については、地方自治法第117条の規定によって、毛利喜信議員が除斥の対象となります。毛利喜信議員の退場を求めます。

(毛利議員退場)

議 **長** 提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第27号「工事請負契約の変更（町道上組西部線歩道設置工事（函渠工））」について、提案の理由をご説明いたします。

現在、社会資本整備総合交付金事業として進めております町道上組西部線歩道設置工事（函渠工）におきまして、工事の内容変更により、当初の請負金額に変更が生じたところでございます。そこで地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約につきましても、川棚町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、予定価格が5,000万円以上の工事の請負と規定されておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては建設課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 建設課長。

建設課長 それではご説明をいたします。町道上組西部線歩道設置工事（函渠工）につきましては、平成29年度事業として平成29年9月14日に、4,519万2,600円で株式会社毛利組と請負契約を締結して、工事を進めてきたところでございます。また、先ほどご承認いただきました専決処分の一般会計補正予算（第7回）における繰越明許費並びに繰越明許費繰越計算書の報告のとおり、平成30年度に繰り越して実施しているところでございます。

繰り越しの理由といたしましては、工事範囲内にあった支障電柱、電力、電話、光、共同テレビの各線の移設に約4ヶ月強の期日を要したこと、また、土留工の工法変更にも約3週間ほど期間を要したことから、工事の年度内完成が見込めない状況となりましたので、やむなく繰越事業としたものでございます。それでは1枚めくっていただきまして、参考資料でご説明したいというふうに思います。

まず、工期についてでございますが、平成29年9月15日から平成30年7月31日まででございます。工事の場所は川棚町中山郷地内、中山地区総代山口淳二さん宅付近でございます。工事の内容につきましては、現町道を拡幅して歩道を設置するために、町道に仮設されていた下中山橋を撤去して、歩道設置のため全体をボックスカルバート式の橋梁へ整備し、ボックスカルバートの上下流の河川取付護岸を整備するのが主なものでござい

す。当初の工事概要につきましては、今ご覧いただいております両ページに記載をさせていただいておりますが、説明は省略をさせていただきます。今回の工事請負契約の変更につきましては、めくっていただきましてその先のページに、3ページに渡って記載をさせていただいておりますので、その内容について説明をいたします。また、参考の図面として資料の1から5ということでカラーの両面刷りで添付いたしておりますので、そちらも折入ってご覧いただければと思います。では、変更内容についてご説明をさせていただきます。

当初の工事内容を、先ほど説明させていただきましたが、その工事内容の延長、あるいは規格、寸法等の大きな変更はございませんが、今回は施工方法、工法などに変更が生じたのが主でございます。具体的には、まず土工についてであります。発生土を再利用するための仮置き場への搬出と、仮置き場から現場までの積み込み、運搬を追加したものであります。図面は資料の1でご確認ください。

次に地盤改良についてでありますけれども、橋梁として整備するボックスカルバートの下側の地盤について、当初設計のボーリングデータから軟弱地盤の層であることが確認をされております。したがって、強固な地盤へと改良することで設計をいたしておりましたけれども、橋梁の真下については設計時点でボーリング調査が実施できなかったことから、今回の工事で追加して調査を実施したところであります。その結果として、当初想定しておりました軟弱地盤の層が深いことが判明したことから、地盤改良する範囲を追加したものでございます。図面は資料の2を見ていただければと思います。

次に場所打函渠工についてでありますけれども、橋梁として整備するボックスカルバートのことでございます。ここにつきましては、基礎工について湧水が確認されたことから、碎石基礎から栗石基礎に変更をしたものでございます。

次の右側のページです。運搬処理工についてですが、地盤改良を実施する際に発生する排泥、汚泥のことですけれども、その処理につきまして、当初は産業廃棄物として処分場で処分する計画でおりましたけれども、受け入れができないという結果になりました。また、近隣には受け入れ可能な処分場もなく、他の施設では処分費が高額となるということから、埋め戻し材として

再利用することでの必要な汚泥の処理費と試験費を追加したものでございます。

次に土留・仮締切工についてであります。工事箇所の近隣家屋への影響防止のため設置するもので、当初はウォータージェット併用圧入工法、水圧で掘削しながら圧力で押し込む工法での鋼矢板設置を計画いたしておりましたけれども、転石等の影響で水圧では矢板が圧入できなかったことから、工法を先行掘削後に圧入する工法、オーガー等で先行掘削した後に圧入するという工法に見直して変更したものでございます。

次に移設工についてでありますけれども、工事範囲内で、先ほど言いました支障電柱に関してでございますが、この移設に関しては電気、電話、光回線とは別に、中山地区テレビ共同受信施設のケーブルが支障となることが判明したことから、移設工事を追加したものでございます。なお、九電、NTT関係につきましては補償費で別途対応をしているところであります。

次に運搬費についてでありますけれども、基本的には諸経費に計上されるものでございますけれども、鋼矢板設置の大型機械、地盤改良に伴う排泥処理の特殊機械装置、調査ボーリング等に伴う資材などは別途運搬費を積み上げ計上することとなっているため追加したものでございます。

1枚めくっていただいて、技術管理費についてでございます。これも諸経費として計上されるものでございますが、地盤改良に伴う排泥の埋め戻し再利用に伴う、生活環境へ支障がないか環境試験が必要なことから追加したものでございます。

以上が変更の主な点でございますが、図面資料の資料3に地盤改良の排泥、汚泥の処理に関するもの、そして次のページの資料4に土留めの鋼矢板の工法変更に関するもの、資料5としてテレビ共同受信施設の移設工に関するものをつけさせていただいておりますので、ご一読いただければというふうに思います。

一番表に戻っていただきまして、契約金額についてでございますが、変更後の契約額は5,767万2,000円となるものでございます。契約の相手方といたしましては、川棚町百津郷42-5、株式会社毛利組代表取締役毛利喜信でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、ご決定いただきます

すようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。はい、田口議員。

2 番 田 口 鋼矢板の設置ですが、近隣家屋への影響を防止するため鋼矢板を設置するという計画になっておりますが、この図面、資料1の平面図の図面でいけば、どの辺りにその鋼矢板は設置されるのでしょうか。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。それでは田口議員のご質問にお答えをいたします。資料1の平面図を見ていただいて、まず、中央部の青印が今回橋梁として整備するボックスカルバートの位置になります。その上流に黄色に着色しているものが河川の護岸の取り付け、護岸の整備になるものでございます。この黄色の左側の建物、山口さんの建物ですが、この山口さんの建物に影響が出ないよというということで矢板を打たせていただいているところでありますので、矢板の位置といたしましてはこのボックスカルバートの左側の隅周辺というふうに見ていただければと思います。以上です。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 現時点ですと、この工事がどれくらい進捗しているのか。そしてこの改良をそれぞれ出ているわけですが、これについてはすべて先に進んでいるのか。それともこの議案が通らなければできないものなのかですね。そこはどのような形で進められているのか。その2点です。

議 長 はい、建設課長。

建 設 課 長 はい。それでは山口議員のご質問にお答えをいたします。まず、進捗状況でございますが、すでにボックスカルバートの打設は終了いたしておりまして、現在、取付護岸の施工に着手されております。一応、進捗率といたしましては、65%の進捗率になっております。これは5月の15日現在で65%でございます。

現在、施工は引き続き行っていただいておりますので、2点目の回答になるとは思いますけれども、現在、引き続き工事は順調に進めてもらっております。今回の契約金額が5,000万を超えるということでございますので、議会の議決後に変更の契約は締結するというところで、事業の内容は進めてもらっているということでございます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 この説明書の工事の概要で、変更・追加というのがありますが、この変更追加の工事は現在もう進捗中だと、取りかかっていると考えていいわけですね。

議 _____ 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。失礼いたしました。ご質問の回答といたしましては、この変更・追加はもうすでに進んでいるということでご理解いただければと思います。

議 _____ 長 建設課長。

建 設 課 長 追加でご説明をさせていただきます。なぜ契約前にこの追加変更が施工できているかということでもあります。契約の中で、現場代理人と監督職員の取り決めがありまして、その現場監督、現場代理人からの打合せ簿という書類が上がってまいります。その打合せ簿の書類に対して、監督職員、そして私課長も含めて工事の施工に関して許可をいたします。そういう手続きを踏んで、工事を変更前に先に進めているということでご理解いただければというふうに思います。以上です。

議 _____ 長 はい、高以良議員。

1 0 番高以良 今の説明についてですが、この議案が可決されるものという前提で工事を進められているのかなと思うんですが、万一可決できなかった場合にはどういうふうに対応されるのかということとですね、それから、変更の内容にいろんな調査をするような部分もあるようですが、工期については変更なしで、当初の予定どおり7月31日までの完成ということのできるのかお尋ねします。

議 _____ 長 はい、建設課長。

建 設 課 長 はい。最初の高以良さんの質問、高以良議員の質問の1番目の可決できなかった場合の取り扱いについては、申し訳ありません。今、情報を私、持ち合わせておりませんので回答できませんが、2番目の工期につきましては、先日、私も現地を確認して7月31日完成について確認をしておりますので、工期については特段問題ないというふうにお約束できるというふうに思います。以上です。

議 _____ 長 ほかに質疑はありませんか。はい、福田議員。

1 2 番福田 工事の概要の中で、専門的な知識がないのでお聞きします

が、高圧噴射攪拌工により排出される排泥処理ということで、セメント系改良材は受入れができないというふうなことは、それは当初からわからなかったことなんですか。途中からそのセメント系が入ってきたのかということと、土を再処理してまた使うことによって、環境に関する処理とかがあっていうのがかかってくるようになっていきますので、そもそもの排泥っていうのはどこから出てきたもので、どういうふうな処理をされようとしていたのが再処理するようになったのか。

議 _____ **長** はい、建設課長。

建設課長 はい。それでは福田議員のご質問にお答えいたします。まず、受入れに関してですが、当初は受入れ可能というふうに回答を得ていたところではありますが、受入れが不可能になったということでございます。これはここにも書いておりますように有限会社ピュリア、江迎町にある処理場でございますけども、その回答ですので、それ以上確認はできません。

排泥についてですが、軟弱地盤を攪拌しながらセメント系を注入して地盤ごと固化する、固めるものでございますが、どうしても攪拌機を引き上げる際には、セメント系が入ったものが一緒に引き上がってくるという、その引き上がったものが排泥ということになります。基本的には軟弱層を固めるということになりますので、全部置き換えるということではございません。その引き上げる部分についてが排泥と。その部分についてを処分するというのでありますので、大量の処分であると費用的にもそう目立たないと言ったら失礼ですけど、費用対効果もあつたんでしょうけど、少量の排泥を処分するにはあまりにも高額すぎる処分になるということから、現地での埋め戻し材に適しないかの調査と処分をしたと、処理をしたということで、実際処理のあとの検査結果においては、環境について特に問題のある数値は一切出てきておりません。以上です。

議 _____ **長** ほかに。はい、福田議員。

1 2 番 福田 資料3のところにあります。ピュリアさんの場合で処分費が立方メートル当たり1万6,000で、下の方では12万円と随分違っておって、しかし、その下の方の業者さんは県の処分場登録不明というふうなことで、ちょっと確認しておかないとまた変更があつたり、じゃあもっと違うところを探すということになったとき、また上がってきたりとかっていう

ことがあるので、もう少ししっかりした検討をして進めていただきたいなと思います。

それともう1点ですね、固めるっていうところが、今の城山と数石の境目の成宇津川の下をしたときに固めていた、ああいうことでいいんでしょうか。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。福田議員の質問にお答えいたします。言われるとおり、若干機械の種類は違うかと思うんですが、工法的には同じような工法です。そういうふうにご確認をいただければというふうに思います。

処分についての話もありました。当然今後、議員のご指摘を参考にしながら事務は進めてまいりたいと思います。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですかね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号「工事請負契約の変更（町道上組西部線歩道設置工事（函渠工））」の採決を行います。

お諮りします。本件はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第27号「工事請負契約の変更（町道上組西部線歩道設置工事（函渠工））」は可決されました。

(17:08)

議 長 ここで、毛利喜信議員の入場を許可します。

(毛利議員入場)

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(17:08)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 初 手 安 幸

会 議 録 署 名 議 員 毛 利 喜 信

会 議 録 署 名 議 員 堀 田 一 徳